

現 場 説 明 書 (技術的事項)

工事名 旧福山市立光幼稚園園舎解体工事

1 現場の状況

工事場所は、福山市草戸町四丁目地内に位置し、福山市道草戸 27 号線に接しています。

2 別途工事

ありません

3 留意事項

- (1) 工事に当たっては、交通渋滞、騒音、粉塵、振動、汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮してください。また、工事工程表・工事内容の説明書を作成し、近隣住民等へ配布し周知に努めてください。
- (2) 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ってください。また、北側道路は光小学校の児童通学路となっているため、工事車両等は登下校時間帯を避けて出入りしてください。なお、工事現場までの道が狭いため、工事車両通行計画を監督員と協議してください。
- (3) 資材の搬入、搬出時にはシート等でカバーするなど、飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように注意してください。
- (4) 道路等を汚損した場合は、速やかに清掃等の復旧を行い、工事期間中の進入、退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は、受注者で行ってください。
- (5) 工事場所外においても、駐車違反、速度制限、積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期してください。
- (6) 工事に係る留意事項は、協力業者、資材納入業者等にも指導を徹底してください。
- (7) 工事現場内の資機材の保管等については、受注者において十分な管理を行い、各工種・工程における廃材・ごみ等についても、受注者の責任において遅滞なく処理してください。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は、速やかに清掃を行ってください。
- (8) 重機や産業廃棄物の搬出入、出入口付近の仮囲い設置・撤去に際しては、必要に応じて交通誘導員を適切に配置した上で徐行運転及び一旦停止を行ってください。

なお、交通誘導員の配置については、15 人を見込んでいます。
- (9) 重機作業等作業については、十分な振動・騒音・粉塵対策を講じてください。
- (10) 工事中の重機は圧砕機での施工を想定しており、騒音・振動計の設置・測定（3 か

月・2台)が含まれています。

- (11) 高所作業に当たっては、適切な安全対策を講じ、事故の防止に努めてください。
- (12) 実施工程表は、契約後14日以内に提出し承諾を受けてください。また、施工関係書についても速やかに提出してください。
- (13) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象工事に該当するため、特定建設資材の再資源化に努め、産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理してください。
- (14) 工事施工上必要な官公署への手続は、受注者の責任において速やかに行い、手続を行った場合は、速やかに報告してください。
- (15) 受注者は、地元企業及び地場製品の活用に努めてください。
- (16) 受注者は、各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めてください。

工 事 名 称

旧 福 山 市 立 光 幼 稚 園 園 舎 解 体 工 事

福山市建設局建築部営繕課				2025年 5月	
主務	課員	次長	課長補佐	営繕課長	建築部長

図 面 リ ス ト			
番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
A-01	解体工事特記仕様書 No.1	A-16	屋外排水解体撤去図・リスト
A-02	解体工事特記仕様書 No.2	A-17	新築・増築1、2 基礎伏図・床伏図
A-03	付近見取図・配置図・解体概要	A-18	新築・増築1、2 小屋伏図・母屋伏図
A-04	平 面 図	A-19	増築3 基礎伏図、配筋図・床伏図・小屋伏図・軸組図
A-05	立 面 図		
A-06	新築・増築1、2 断面詳細図		
A-07	増築1 断面詳細図		
A-08	増築3 断面詳細図－1		
A-09	増築3 断面詳細図－2		
A-10	増築3 平面詳細図		
A-11	新築・増築1、2 建具符号図・建具表		
A-12	増築3 建具符号図・建具表	E-01	電気設備 電灯設備図
A-13	外構解体撤去図・リスト		
A-14	遊具解体撤去図・リスト	M-01	機械設備 空調設備図
A-15	樹木解体撤去図・リスト		

解体工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事名称
旧福山市立光幼稚園園舎解体工事
2. 工事場所
福山市基町四丁目地内
3. 敷地面積
2,174.10㎡
4. 解体建物概要
1) 構造・規模 別図 解体建物概要表による。
2) 新築工事の着工日 別図 解体建物概要表による。
3) 耐火 耐火・準耐火 ○その他
4) その他
5. 工事範囲 別図 解体建物概要表による。

Ⅱ 建築工事仕様

1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部整備、建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和4年版）（以下、「解体仕様書」という。）による。
電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事情）による。
(1) 地元企業及び地場製品の活用
本工事受注者は、地元企業、地場製品の積極的な活用に努める。
(2) 騒音に対する協議等
設計図書に定められた内容に騒音が生じた場合（記載されていない事項等）又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
2. 特記仕様
(1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は ○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と ※印のついた場合は共に適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

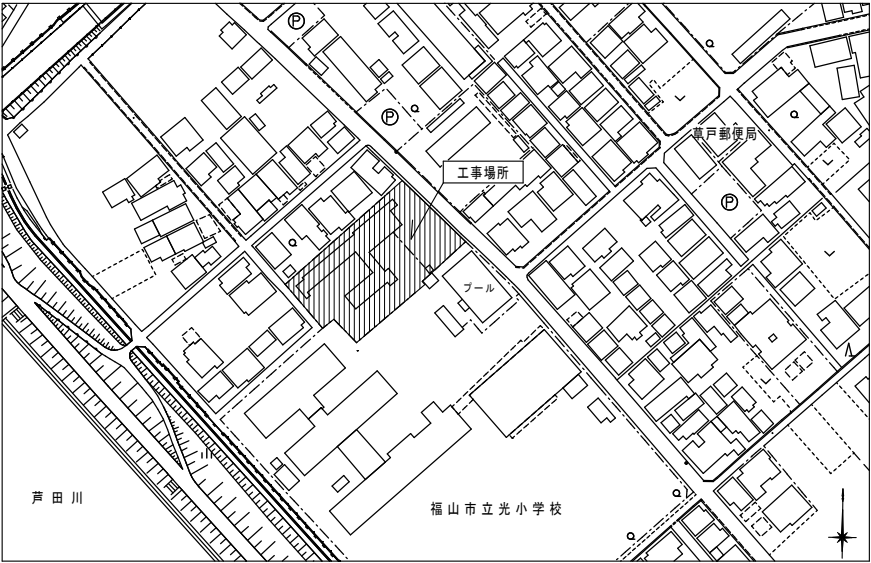
章 項		特 記 事 項									
① 一般共通事項	① 適用基準等	※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※ 建設廃棄物処理指針 ※ 建設副産物適正処理推進要綱 ※ 建設工事公衆災害防止対策要綱 ※ 建築工安全衛生技術指針 ※ 労働安全衛生法 ※ 石綿障害予防規則 ※ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ※ 建築基準法 ※ 環境基本法 ※ 騒音規制法 ※ 大気汚染防止法 ※ 土壌汚染対策法 ※ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ○ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）									
	② 監理（主任）技術者	受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。									
	③ 官公署手続き等（1.1.3）	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続き等を選延なく行うこと。また、これらの手続き等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。									
	④ 工事実績情報の登録（1.1.4）	受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。 ※ 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。ただし、期間内は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。 <table><tr><th>請 負 金 額</th><th>工 事 受 注 時</th><th>登 録 内 容 の 変 更 時</th><th>工 事 完 成 時</th></tr><tr><td>500万円以上</td><td>契約後10日以内</td><td>変更契約後10日以内</td><td>工事完成後10日以内</td></tr></table> なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要） 変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金のみ変更の場合、登録不要） ※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。		請 負 金 額	工 事 受 注 時	登 録 内 容 の 変 更 時	工 事 完 成 時	500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内
	請 負 金 額	工 事 受 注 時	登 録 内 容 の 変 更 時	工 事 完 成 時							
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内								
⑤ 別契約の関連工事との調整等（1.1.7）	施工範囲 ※ 図示による。 関連工事との調整 ※ 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。 ※ 別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。										
② 工事工程表（1.2.1）	⑥ 工事工程表（1.2.1）	検査期間としての14日間を含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し監督員の承諾を受ける。 ※ 契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。									
	⑦ 施工計画書（1.2.2）	工事に先立って次の計画書・書面を提出する。 ※ 解体工事施工計画書 2部（1部返却） （総合仮設計画書、安全対策計画書、分別解体等計画書、建設副産物処理計画書） 添付書類 廃棄物処理業者（収集、運搬、中間処理最終処分）の許可の写し 二者の委託契約書の写し 処分場の位置及び運搬ルート ※ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 各2部（1部返却） ※ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による対象建設工事に係る書面 各2部（法第12条第1項、法第13条及び省令第4条）									
	⑧ 工事の記録（1.2.3）	下記のことを監督員に提出する。工事中及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」による。 ○ 工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を工事履行報告書に添付するものとする。 ○ 工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督員が指示する箇所はA4版写真台紙にまとめて完成検査日まで提出するものとする。なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全貌に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：1部 ○ 完成写真 撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 （撮影箇所） 監督職員が指示する箇所 （写真規格） ・カラーサービス版 ・カラーキャビン版 （規格・提出部数） ・A4版クリアファイル 部 ・A4版写真台紙 部 ・アルバム 部 ○ その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前・工後の写真を監督員の指示により提出すること。 ○ 保管 工事写真のネガは工事完成後、受注者において2年間保管すること。									
	⑨ 施工管理（1.3.1）	受注者は施工管理体制を確立し、工程、安全、建設廃棄物処理等の施工管理を行う。 ※ 施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。） 技術者台帳（施工体制台帳に添付） 監理技術者・主任技術者（下請を含む）及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を載せる。 ※ 施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）									
	10 電気保安技術者（1.3.3～1.3.4）	・ 適用する ・ 適用しない									

項		特記事項
① 一般共通事項	① 施工条件 (1.3.5)	1) 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 2) 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
	② 施工中の安全確保 (1.3.6～1.3.8)	1) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名 ○有り ○無し 2) 受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないよう注意して工事を施工すること。 なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 3) 工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 ※ 低騒音型・低振動型建設機械を使用すること（近隣住民の生活環境の保全の必要性がある場合） 4) 歩行者等の通行に支障を生じないよう交通誘導員を配置し、適切な処置を講じること。 ※ 本工事は、交通誘導員として 15 人を要している。 なお、交通誘導員の配置については、実施位置（原本）および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。 5) ダンプトラック等による通積載の防止を図ること。 6) 作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。 ① つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが5m以上のもの）の解体作業を行う場合は、労働安全衛生法第14条に基づく技能講習を修了したものとす。 ② 木造建築物の解体作業を行う場合は、平成3年1月21日付け発基第39号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年5月9日付け発基第485号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
	③ 近隣との折衝 (1.3.6)	地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に書面で報告する。
	④ 発生材の処理 (1.3.10)	・ 引渡しを要するもの () ・ 現場において再利用を図るもの () ○ 次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する。 (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 (○建設発生土 ○コンクリート塊 ○アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材) (2) 金属類 (3) 小型二次電池 ○ その他建設廃棄物の再資源化 ※ 無し ・ 指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減 ・ 無し ・ 有り ・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 ※ 無し ・ 有り () ・ 処理に注意を要する建設廃棄物 ※ 無し ・ 有り (・CGA処理木材 ・ひ素、ｶﾞﾙﾌﾞﾙ含有石膏ｶﾞｰﾄﾞ)
	⑤ 発生材の処理 (4.1.3～4.5.1)	○ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）（財）日本建設情報総合センター 本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。 また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬出（搬入）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

章	項	特記事項
① 仮設工事	① 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設）（2.2.1～2.2.2）	○ 解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（ ・H=2.0 m ○図示 ）を設置すること。 ○ 解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。 （ ・ 防音パネル ○防音シート ・メッシュ金網、養生シート ） ・ 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等（ ・ 建物全周に建物高さ以上 ） ※ 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日発基第0424001号）により、「動かしやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中ざん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の2の(2)又は(3)の方式により行うこと。 また、上記足場の設置や点検等については、労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 ・ 騒音・振動計を設置すること。（設置箇所は図示による）
	② 監督員事務所（2.3.1）	・ 設ける（ m程度） ○ 設けない ・ 備品等（ ）
	③ 受注者事務所等	○ 敷地内へ建てることのできる ・
	④ 工事用水	構内既存の施設 ○ 有償で利用できる（副メーター設置等） ・ 無償で利用できる ・ 利用できない
	⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 有償で利用できる ・ 無償で利用できる ○ 利用できない
① 解体工事	① 事前措置（3.2.1）	1) 給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び樹、配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ② 水道、ガス、下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また、記録を残し監督員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や、切り回し必要箇所等は図示による。 2) 落下するおそれのある付属物は撤去すること。 3) 解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 4) 電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 5) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による臭気等の発生を防止する。 6) 浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること。
	② 解体順序（3.3.1）	○ 解体仕様書による ・ 図示による
	③ 杭、基礎等（3.9.1～3.9.2）	1) 基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し、砂利地業・割り石まで行なうこと。 2) 杭の解体 ・ 残置させる ・ 解体する（ ・ 引き抜き工法 ・ 破砕方法 ・ ） ① 杭を残置する場合は、杭の種別、杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督員に提出する。 ② 残置杭中の、杭の破砕時は、現場発生の上質土で埋め戻すこと。 ③ 残置する杭頭は、キャップ等で被いコンクリートを打設すること。
	④ 構内舗装等（3.11.1）	1) アスファルトコンクリート及びコンクリート等の解体は本工事とし、分別解体する。 2) 樹木等の伐採伐根及び移植 ○ 有り（図示による） ・ 無し
	⑤ 地下埋設物（3.12.1）	撤去する地下埋設物 ・ 浄化槽 ○ 排水溝 ・ ハンドホール ・ オイルタンク ・ 埋設廃棄物 ・ （ ） ※ 上記以外で設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応策を協議すること
	⑥ 埋設配管（3.12.1）	○ 撤去 ・ 存置 ※ 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応策を協議すること。
	⑦ 整地・埋戻し盛土（3.13.1）	1) 解体撤去後の跡地は整地（整地厚10cm程度）すること。（なお盛土の場合は図示による） ○ 持ち込み土（山砂の類） ○ 現場発生の上質土 ・ 他現場の現場発生上質土 ・ 再生コンクリート砂 ・ リサイクルプラントが販売する処理土 2) 土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置すること。
	⑧ 解体後の囲障	○ 設置する ・ 設置しない ・ 工事中の仮囲いを存置 ※ 囲障を設置する場合の仕様等 種別 ○ 木杭＋番線張り ・ （ ） 高さ ・ 図示 ○H=1.0 m 設置範囲 ○ 図示 ・ 敷地境界全域
	⑨ 建設発生土	・ 場外指示の場所に処分 ○ 場外搬出適切な処置 ・ 場外指示の場所に敷き均し ・ 場内指示の場所に堆積 ・ 当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所： の公の関与する埋立地 ※ 当該工事により発生する建設発生土は、「広島県HPOの建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時的に積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に関する費用は変更しない。 なお、工事発生後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の仕様により難しい場合は、監督員と協議するものとする。
4 特別管理産業廃棄物、特殊な建設副産物の処理	1 施工計画調査（5.1.2）（7.1.3）	1) 特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次による。これらについて、設計図書及び目録により、施工調査を実施し調査結果を調査に取りまとめ、監督員に提出する。 ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 廃石綿等 ・ PCBを含む機器類 ・ PCB含有シーリング材 ・ 廃油 ・ 廃酸、廃アルカリ ・ 特殊な建設副産物 ・ フロン、ハロン等の特定物質 ・ 放射性物質 ・ 六ふっ化硫黄（SF6） ・ 特定化学物質等 2) 発注者による調査（発注者調査）で明らかにしている特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり、適切に処理すること。また、下記については施工調査結果と共に調査結果（調査）に反映させること ・ 特別管理産業廃棄物 ① 廃石綿等 ※ 無し ・ 有り（ 教室様湯沸湯・ボイラー配管エルボ部分保温等 ） ② PCBを含む機器類 ※ 無し ・ 有り（ ） ③ PCB含有シーリング ※ 無し ・ 有り（ ） ④ 廃油 ※ 無し ・ 有り（ 熱源の残油（オイルタンク及び配管含む） ） ⑤ 廃酸、廃アルカリ ※ 無し ・ 有り（ ） ・ 特殊な建設副産物 ① フロン等の特定物質 ※ 無し ・ 有り（ ・ 空気調和設備の冷媒 ・ ） ② 放射性物質 ※ 無し ・ 有り（ ） ③ 六ふっ化硫黄（SF6） ※ 無し ・ 有り（ ）

項		特記事項											
4	特別管理産業廃棄物の処理	④特定化学物質等 ※ 無し ・ 有り ()											
2	特別管理産業廃棄物の処分等 (5.4.1) 廃石綿等 (5.4.1)	処分等の必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。又、施工調査によって、判明した箇所も、処分方法を監督員と協議し、同様に処分すること。 廃石綿等の処理は、解体仕様書6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。											
4	PCB含有機器類 (5.4.1)	事前調査対象機器は次による。 ・											
5	PCB含有シーリング材 (5.4.1)	PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。 ・ 分析調査箇所数 (計) 分析調査箇所 ※ 図示 ・ 撤去範囲は、次のとおりとし、PCB含有シーリング材はPCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、調査を作成の上、合わせて監督員に引渡すこと。 (・ 図示による)											
6	ダイオキシン類 (5.4.1)	廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 ※ 解体作業 ・ 第1管理区域 (レベル1) ・ 第2管理区域 (レベル2) ・ 第3管理区域 (レベル3) () ※ 廃棄物焼却炉からの排出物の処分 <table><tr><th>品目</th><th>最終処分場等の名称</th><th>所在地 (距離)</th></tr><tr><td>・ もがら</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ ばいじん</td><td></td><td></td></tr></table>		品目	最終処分場等の名称	所在地 (距離)	・ もがら			・ ばいじん			
品目	最終処分場等の名称	所在地 (距離)											
・ もがら													
・ ばいじん													
7	特殊な建設副産物の回収及び処分 (7.3.1)	回収及び処分が必要な特殊な建設副産物は、関係法令に従い適切に回収・処分すること。また、施工調査によって判明した箇所も、処分方法を監督員と協議し、同様に処分すること。											
⑤	石綿含有建材の除去及び処理	①事前調査 (1.4.1) 目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について事前調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別、厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ・ 石綿含有分析調査 (※ 不要 ・ 必要 (内容は下記による)) ※ 分析方法 JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 ※ 分析必要部屋名等 (※ 図示) 分析必要箇所 () 2 石綿粉じん濃度測定 (6.1.3) 石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督員に報告する。 ※ 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事情) 最新版による。 測定点の取り方 (1) 処理作業前 ・ 処理作業室内 (点) ・ 施工区画周辺又は敷地境界 (点) (2) 処理作業中 ・ 処理作業室内 (点) ※ セキュリティーゾーン入口 (点) …空気の流れを確認 ※ 負圧・除じん装置の排出口 (点) …除じん装置の性能確認 ・ 施工区画周辺又は敷地境界 (点) (3) 処理作業後 (隔離シート撤去前) ※ 処理作業室内 (点) ・ 施工区画周辺又は敷地境界 (点) ③ 除去工事共通事項 (6.2.1～6.2.9) 1) 専門工事業者 石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 2) 作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者 ① 石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、管理させること。 ② 排出事業者は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。 3) 除去作業者 石綿含有建材の除去に従事する作業者 (以下「除去作業者」という。) は、石綿障害予防規則 (平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。) に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。 4) 施工計画書 施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承諾を受けること。 5) 表示及び指示 ① 関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中等の表示を行う。 ② 石綿の有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。 ③ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ (労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等) 」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。 6) 保護具・保護衣 ① 作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくい保護衣又は作業衣を着用する。 ② 監督員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。 7) 官公署その他への手続き ① 労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届 (労働基準監督署) ② 「石綿則」第5条第1項の規定による作業届 (労働基準監督署) ③ 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出 (都道府県知事) ④ その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出 (特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等) 8) 適用基準等 ※ 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」 4 石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1～6.3.4) 1) 処理を行う石綿含有吹付け材の仕様及び部位 ※ 図面による ・ 下記による <table><tr><th>石綿含有吹付け材の仕様</th><th>使用部位</th></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></table> 2) 作業場の隔離、養生等 ① 除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて負圧隔離養生を行う。 ② 隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧じん装置により、常時負圧を保つ。 ③ 隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキュリティーゾーンを設置する。 ④ 洗浄室にはエシャワー設備を設ける。 ⑤ 除去物の処理 ※ 密封処理 (二重袋梱包) ・ セメント固化 3) 除去工法 ※ 図面による ・ 共通仕様書による 施工場所 ()		石綿含有吹付け材の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・
石綿含有吹付け材の仕様	使用部位												
・	・												
・	・												
・	・												
・	・												

章	項	特 記 事 項	章	項	特 記 事 項	章	項	特 記 事 項	章	項	特 記 事 項						
⑤	石綿含有建材の除去及び処理	4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①除去した石綿含有吹き付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。 処分場所（ ） 運搬距離（ ） 受入条件（※平日受入 ） ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 ④養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ⑤壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。 なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑥養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。 ⑦床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑧養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4 2) ⑤により処理等を行う。 ⑨後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。	5 石綿含有建材の除去及び処理		なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。												
		5 石綿含有保温材等の除去 (6.4.1～6.4.4)	1) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による <table><tr><th>石綿含有保温材等の仕様</th><th>使 用 部 位</th></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></table> 2) 養生等 ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負担不要）を行う。 ②作業場の隔離（ ・ 行う ※ 行わない） 石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落とし・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 3) 作業場の隔離を行う場合は、4 2) を適用する。 除去工法 ※ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし ・ 石綿含有吹き付け材の除去による除去物の処理（※ 密封処理（二重袋梱包） ・ セメント固化 ） 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。	石綿含有保温材等の仕様	使 用 部 位	・	・	・	・	・	・	・	・				
石綿含有保温材等の仕様	使 用 部 位																
・	・																
・	・																
・	・																
・	・																
⑥	石綿含有成形板等の除去 (6.5.1～6.5.4)	1) 処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位 ○ 下記による ※ 図面による <table><tr><th>石綿含有成形板等の仕様</th><th>使 用 部 位</th></tr><tr><td>○ 大平板</td><td>○ 増築3 便所1,廊下2,開放廊下B：天井材</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></table> 2) 養生等 石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う。 3) 除去工法 ①原則、手ばらしで行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負担不要）を行う。 ②除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。 ③破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①処分は原形のままとし、処分先は監督員の指示による。 ・ 石綿含有石こうボード ※ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 ③石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。	石綿含有成形板等の仕様	使 用 部 位	○ 大平板	○ 増築3 便所1,廊下2,開放廊下B：天井材	・	・	・	・	・	・					
		石綿含有成形板等の仕様	使 用 部 位														
○ 大平板	○ 増築3 便所1,廊下2,開放廊下B：天井材																
・	・																
・	・																
・	・																
7 石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の除去	1) 処理を行う石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による <table><tr><th>石綿含有仕上塗材の仕様</th><th>使 用 部 位</th></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></table> 2) 養生等 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負担不要）を行う。 3) 除去工法（ 施工場所： ※ 図示 ） ①石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 ②電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの飛散を防止する。 ③除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 6 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 処分先については、監督員の指示による。 ・ 埋立処分（ ・ 安定型最終処分場 ・ 管理型最終処分場 ） ・ 中間処理（ 溶融施設又は無害化処理施設 ）	石綿含有仕上塗材の仕様	使 用 部 位	・	・	・	・	・	・	・	・						
石綿含有仕上塗材の仕様	使 用 部 位																
・	・																
・	・																
・	・																
・	・																
変更年月日・変更事項			 福山市建設局建築部営繕課 高橋啓之設計事務所 広島県福山市明神町2丁目7番35号 1級建築士事務所 登録第23(1)-1408号 TEL 084-920-9123 1級建築士 構造1級建築士 設備1級建築士 FAX 084-928-6000 (登録183507号) (登録7233号) (登録2832号) 高橋 啓之			工事名称 旧福山市立光幼稚園園舎解体工事		図面番号 A-02									
図面名称 解体工事特記仕様書 No.2		図尺 A2版(71%) A3版(50%)				設計年月日 2025年02月											



工事場所：福山市草戸町四丁目地内

付 近 見 取 図

解体撤去建物概要						
	園 舎				プレハブ倉庫 1	プレハブ倉庫 2
	新 築	増築 1	増築 2	増築 3		
建築面積	595.01 m ²				6.38 m ²	2.50 m ²
床 面 積	587.73 m ²					
	163.88 m ²	235.09 m ²	24.80 m ²	163.96 m ²		
建設年度	1957年度 (S.32)	1962年度 (S.37)	1963年度 (S.38)	1969年度 (S.44)	—	—
構造規模	木造 平屋建 (開放廊下：鉄骨)	木造 平屋建 (遊戯室：大断面)	木造 平屋建	木造一部鉄骨造 平屋建 (小屋廻り：鉄骨)	軽量鉄骨造 平屋建	軽量鉄骨造 平屋建

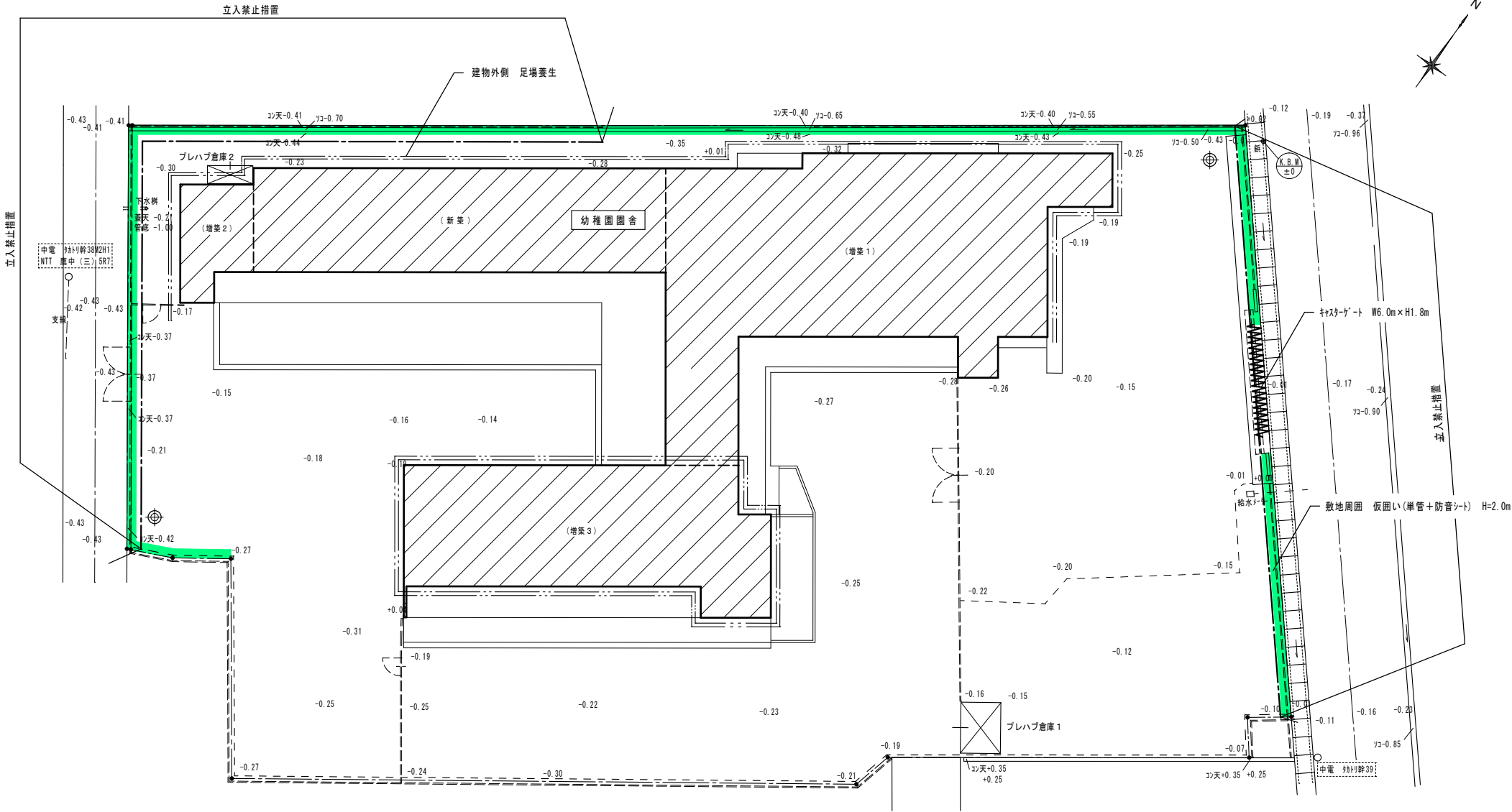
<工事範囲>

- ・ 建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による。）
- ・ 建物撤去は基礎下碎石までとする。
- ・ 付帯建築設備（電気設備、給排水衛生設備、空調設備、ガス設備等）も全て撤去処分とする。
- ・ 建物内外に残されている物品等は全て撤去・処分する。
- ・ 工事範囲内の舗装等の撤去後整地を行い、発生土が外へ流れ出ないようにする。
- ・ 水路側溝、フェンス、樹木は撤去・処分とする。
- ・ 照明器具、エアコンは全て撤去処分とする。
- ・ 取壊し重機は0.5m3程度を想定とし、圧碎機解体とする。変更が生じた場合は監督員と協議を行う。
- ・ 騒音、振動計を2台設置し、騒音は85dB（時間率騒音レベルL5）未満、振動は70dB（時間率振動レベルL10）未満になるよう管理を行う。

凡 例	
	敷地周囲 仮囲い(単管+防音シート) H=3.0m
	敷地周囲 仮囲い(単管+防音シート) H=2.0m
	キャスターゲート W6.0m×H1.8m (1ヶ所)
	建物外側 足場防音シート張
	立入禁止措置 木杭+ロープ張り
	騒音、振動計(2箇所) グラフ(折線形式) 参考:日本セイフイー LED表示-100型

仮設工事特記事項

- ・ 工事車両出入口は、原則として北門とする。
- ・ 工事車両出入口：キャスターゲート程度とする。
- ・ 仮設計画は、関係部署及び監督員と十分協議し承諾を得ること。
- ・ 仮設図に記載された仮設等は、発注者の考え方を示したものであって、実際の施工においては、事前に詳細な調査・検討を行い、より安全な施工に努める。
- ・ 隣接する光小学校の児童の移動が集中する時間帯（登下校時等）は、重機・資材の搬入を避ける。
- ・ 解体工事後の状況確認
 - 敷地は水がたまらない様、現状地盤程度の埋戻しとする。
 - 敷地内の土砂等が敷地外へ流出しない様、埋戻し土で高さを調整する。
 - 敷地周囲は、木杭+ロープ張り程度の立入禁止措置とする。(図示による)



配置図 S=1:150

変更年月日・変更事項



福山市建設局建築部営繕課

有限会社
高橋啓之設計事務所
広島県福山市明神町2丁目7番35号
TEL 084-920-9123
FAX 084-928-6000
1級建築士事務所 登録第23(1)-1408号
1級建築士 構造1級建築士
(登録183507号) (登録7233号) (登録2832号) 高橋 啓之

工事名称 旧 福山市立光幼稚園園舎解体工事

図面名称 付近見取図・配置図・解体概要

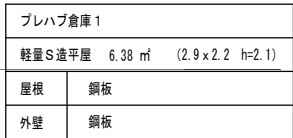
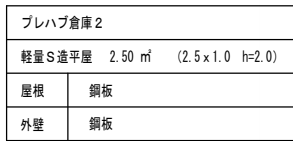
縮尺

1 : 1 5 0

A2版(71%) S=1/210
A3版(50%) S=1/300

図面番号
A-03

設計年月日
2025年02月

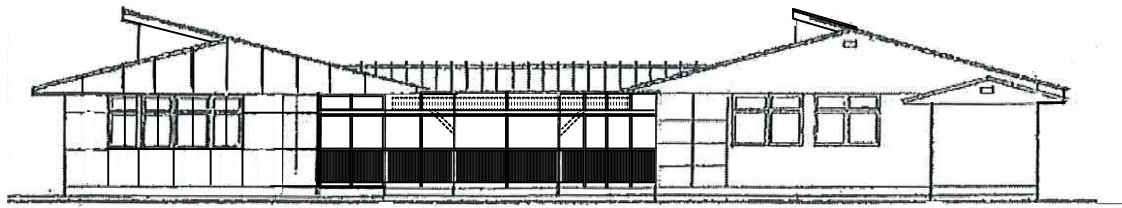


新 築	: 1957年度 (S. 32)
増築 1	: 1962年度 (S. 37)
増築 2	: 1963年度 (S. 38)
増築 3	: 1969年度 (S. 44)

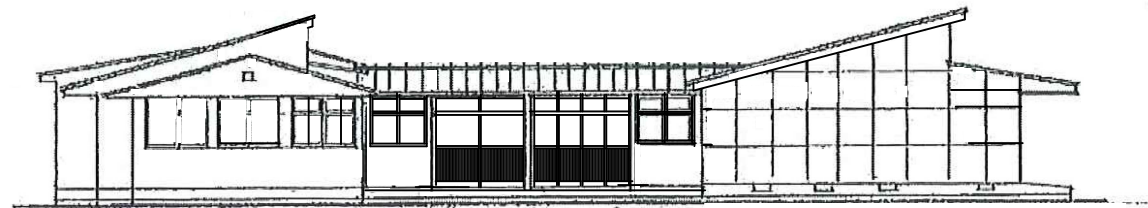
幼稚園園舎外部仕上表		※ 外部改修：1994年 (H.6)	
屋 根	長尺が-鉄板 瓦葺き (2.5~4.0寸勾配)		
軒・天井	下下地 珪藻刷毛引き 77系系引付		
	石積大平板に6張り (一部有効) EP (増築3)		
外 壁	下下地 珪藻刷毛引き 77系系引付		
巾 木	コウリト下地 珪藻塗り		
開口部	木製建具 77系建具		
と い	ビニル軒巻 半丸20 ビニル堅巻 60φ (養生管 GP70)		
テラス	珪藻金戸押え 丸柱：SGP80A SOP		
庇	屋根：塩ビ小波板葺き 垂木、屋根受根：木 45×75、38×50 柱、梁、方柱：木 120×120、120×150、100×100		

幼稚園園舎内部仕上表		床	巾木	腰	壁	天井
新 築	保育室 A B C	ビニル床シート張り	木 H=100 OP	木板張り OP H=600	珪藻土=5.5張り OP	ジブトント=9張り
	開放廊下 A	ビニル床シート張り			吹抜部：壁、天井：珪藻土=6 EP	
増 築 1	医務・湯沸室	フローリング張り	木 H=100 OP		珪藻土塗り EP 一部珪藻土張り (1.0x1.0)	ジブトント=9張り
	調理室	ビニル床シート張り			珪藻土珪藻土張り	ジブトント=9張り
	スナック	フローリング張り			珪藻土=5.5張り OP	ジブトント=9張り
	遊戯室	フローリング張り	木 H=100 OP		珪藻土=5.5張り (一部有孔) OP	ジブトント=9張り
	倉庫 1	フローリング張り	木 H=100 OP		PBT=12表し 珪藻土=5.5張り OP	ジブトント=9張り
	倉庫 2	フローリング張り			木板張り OP	珪藻土=5.5張り OP
	倉庫 3	コンクリート金網押え			木板張り OP	珪藻土=5.5張り OP
	玄関ホール	フローリング張り	木 H=100 OP		珪藻土=5.5張り OP	ジブトント=9. 吸音珪藻土=6張り 石綿大平板=6張り
	廊下 1	ビニル床シート張り	木 H=100 OP		珪藻土=5.5張り OP	吸音珪藻土=9張り
	増 築 2	相談室	フローリング張り	木 H=100 OP	木板張り OP H=1100	PBT=12 ビニル貼り
シャワー室		珪藻土金網押え		珪藻土塗	珪藻土塗 EP	木板張り OP
便所 2		フローリング張り	木 H=100 OP	木板張り OP	PBT=12 ビニル貼り	ジブトント=9張り
増 築 3	保育室 D	ビニル床シート張り	木 H=100 OP	珪藻土=5.5張り OP H=1100	有孔珪藻土=5.5張り OP	吸音珪藻土=9張り
	職員室	フローリング張り	木 H=100 OP	珪藻土=5.5張り OP H=1100	有孔珪藻土=5.5張り OP	吸音珪藻土=9張り
	便所 1	珪藻土珪藻土張り		珪藻土珪藻土張り	珪藻土=5.5張り OP	石綿大平板=6 EP
	開放廊下 B	ビニル床シート張り	木 H=100 OP	---	珪藻土珪藻土=6 張り	石綿大平板=6 EP
	廊下 2	ビニル床シート張り	木 H=100 OP		珪藻土珪藻土=6 張り	石綿大平板=6 EP

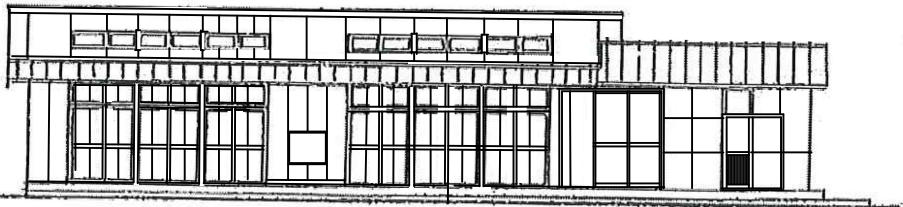
※ 増築1（玄関ホール一部）、増築3（便所1、廊下2、開放廊下B）
天井・軒材 石綿大平板：アスベスト含有有り。（クリソタイル 0.1～5%）



東側 立面図 S=1:100



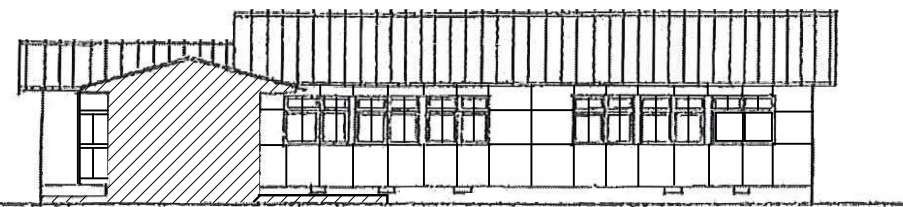
西側 立面図 S=1:100



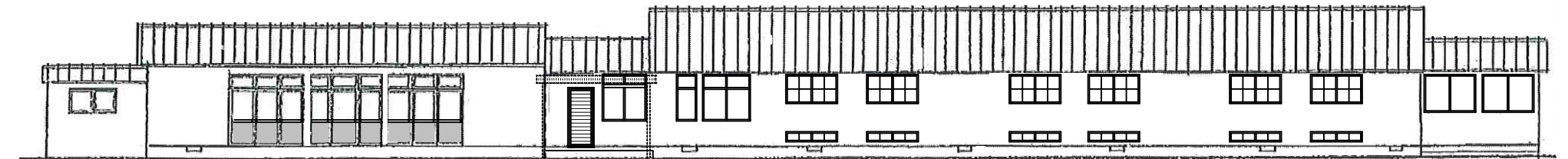
南側 立面図（南棟） S=1:100



南側 立面図（北棟） S=1:100

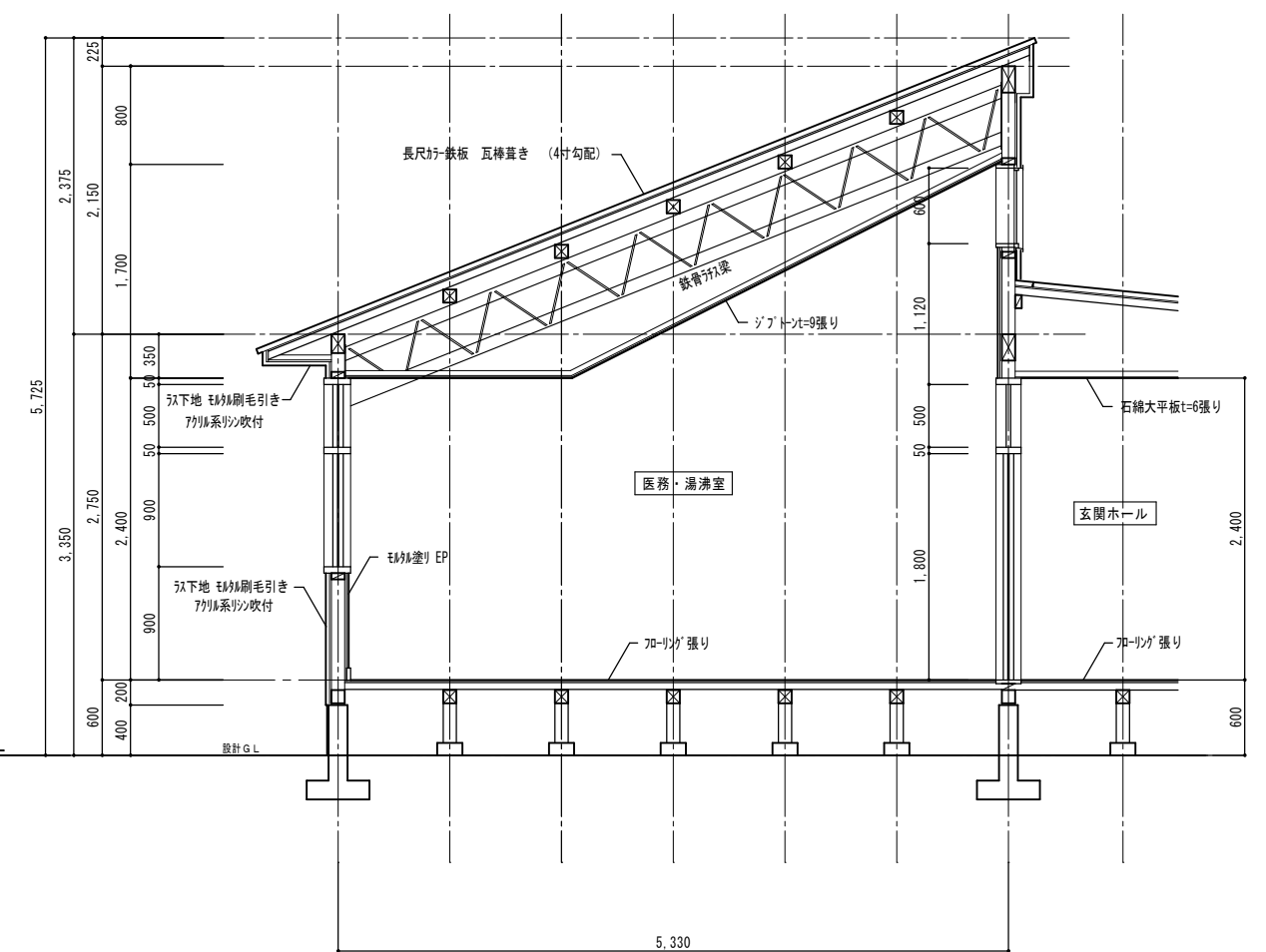
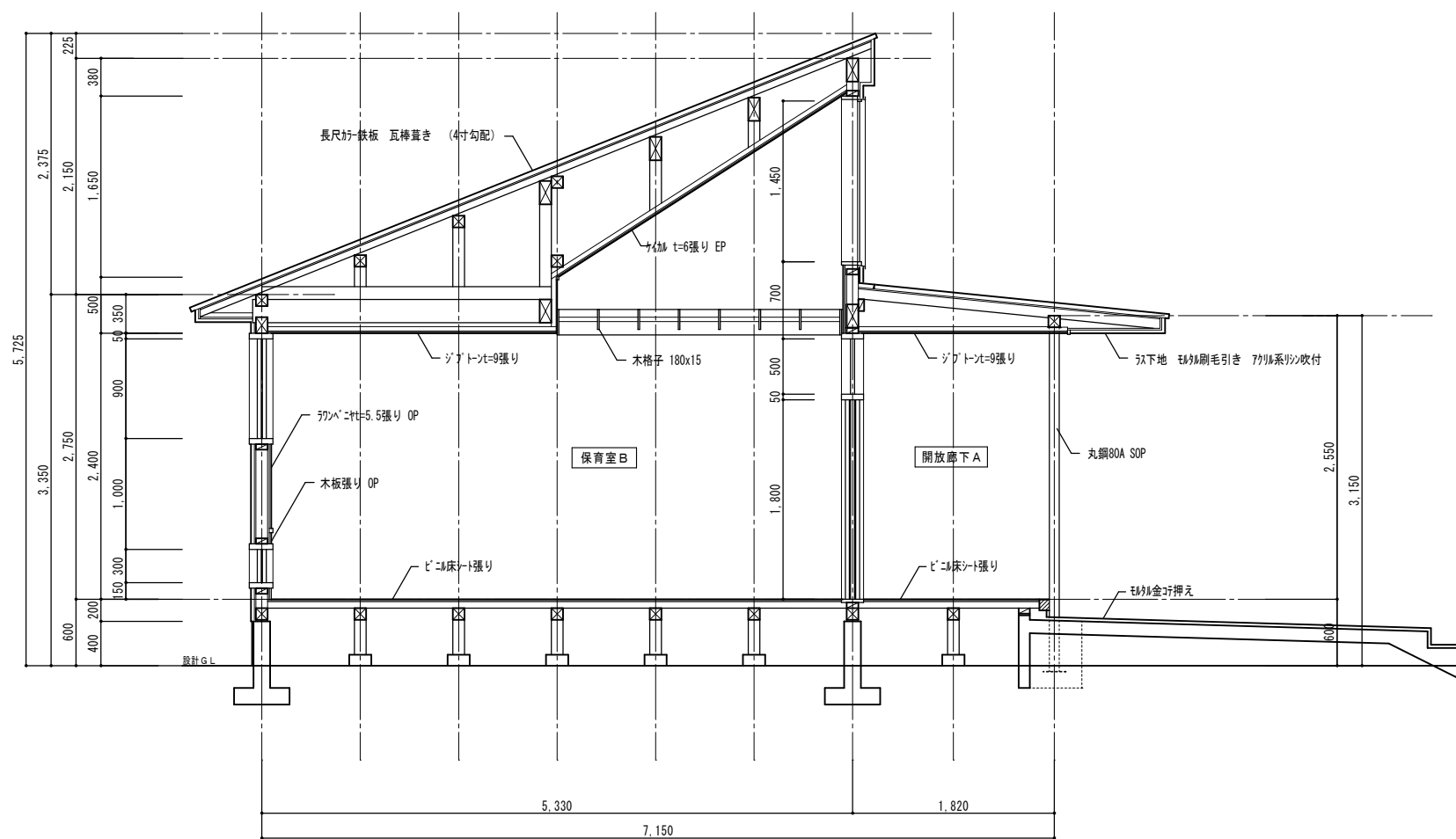
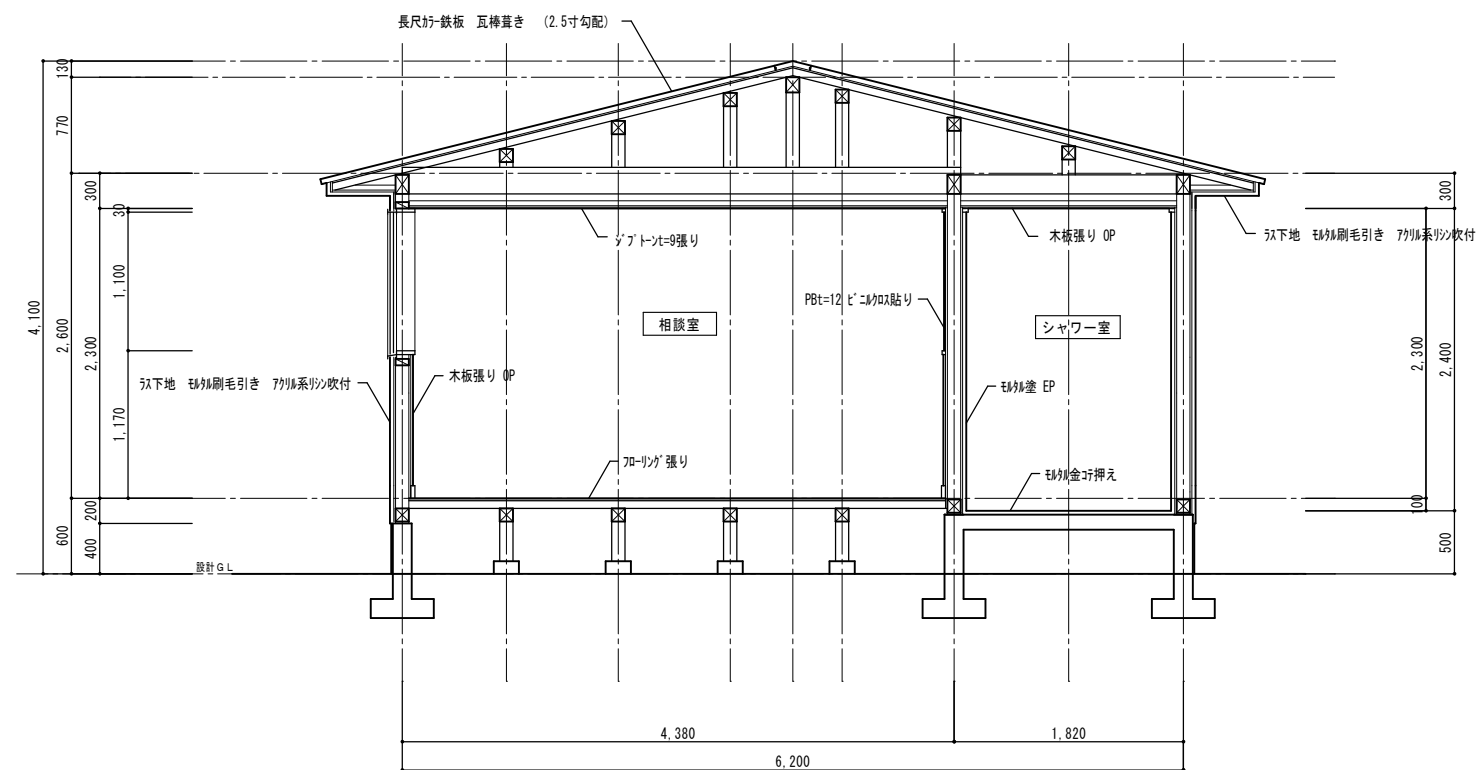


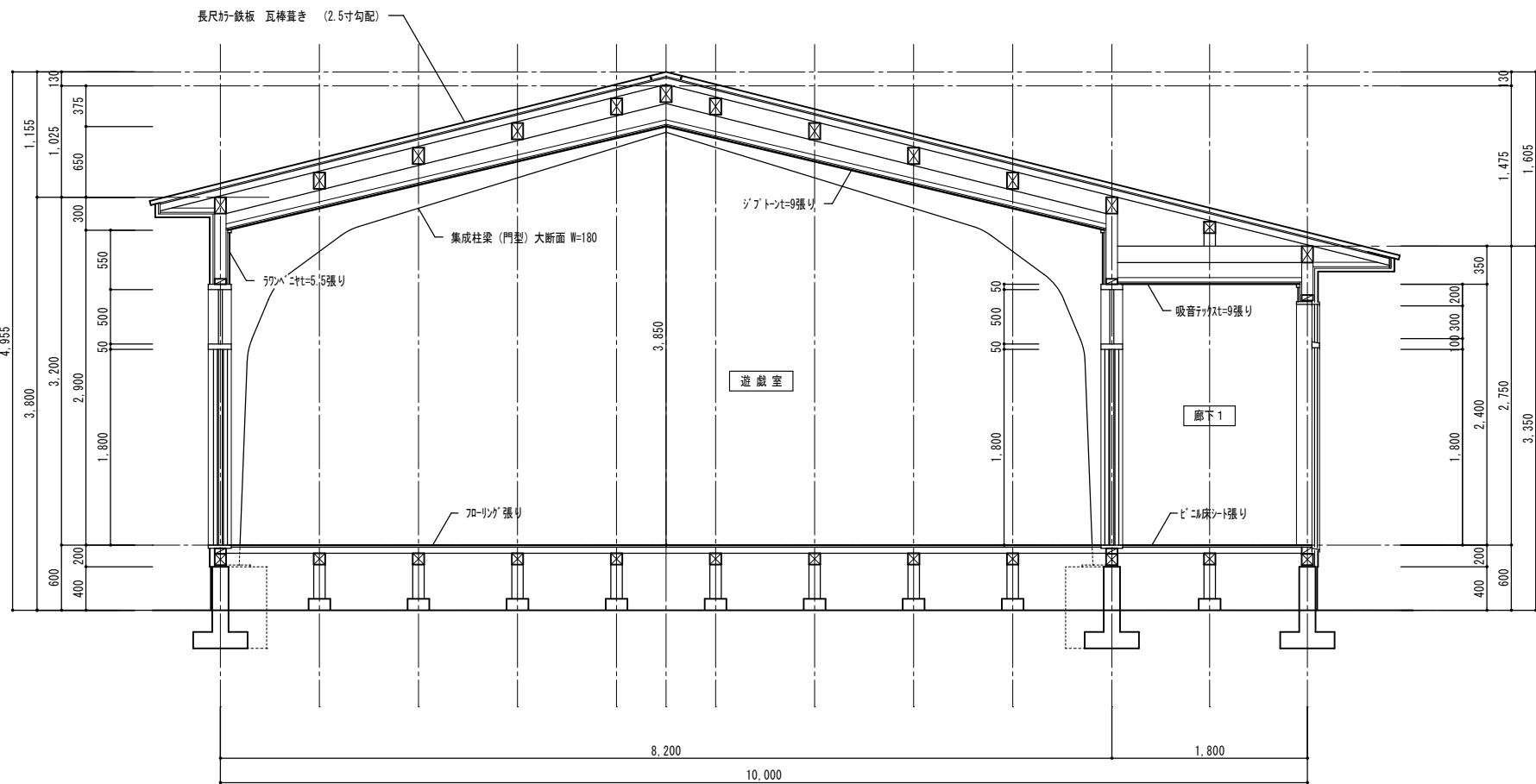
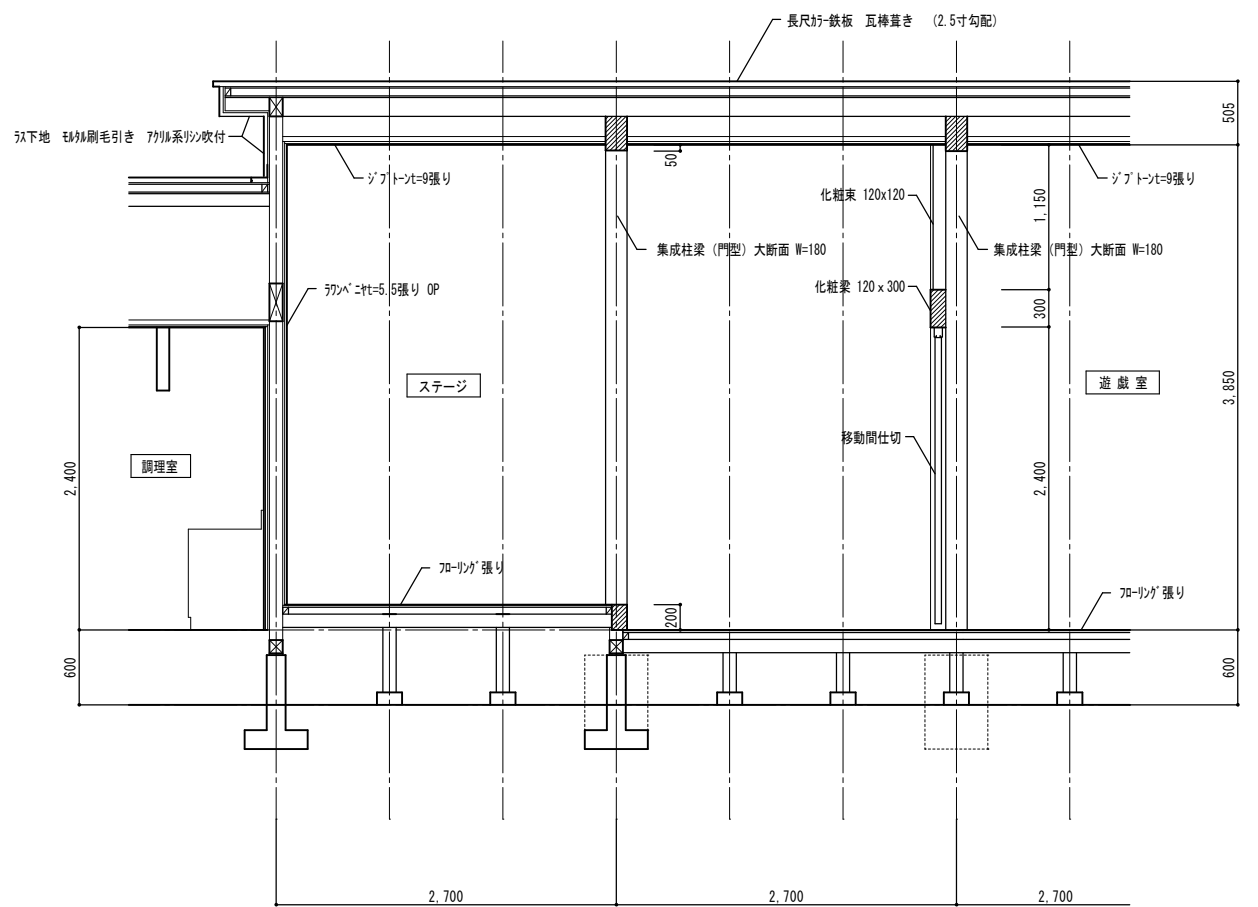
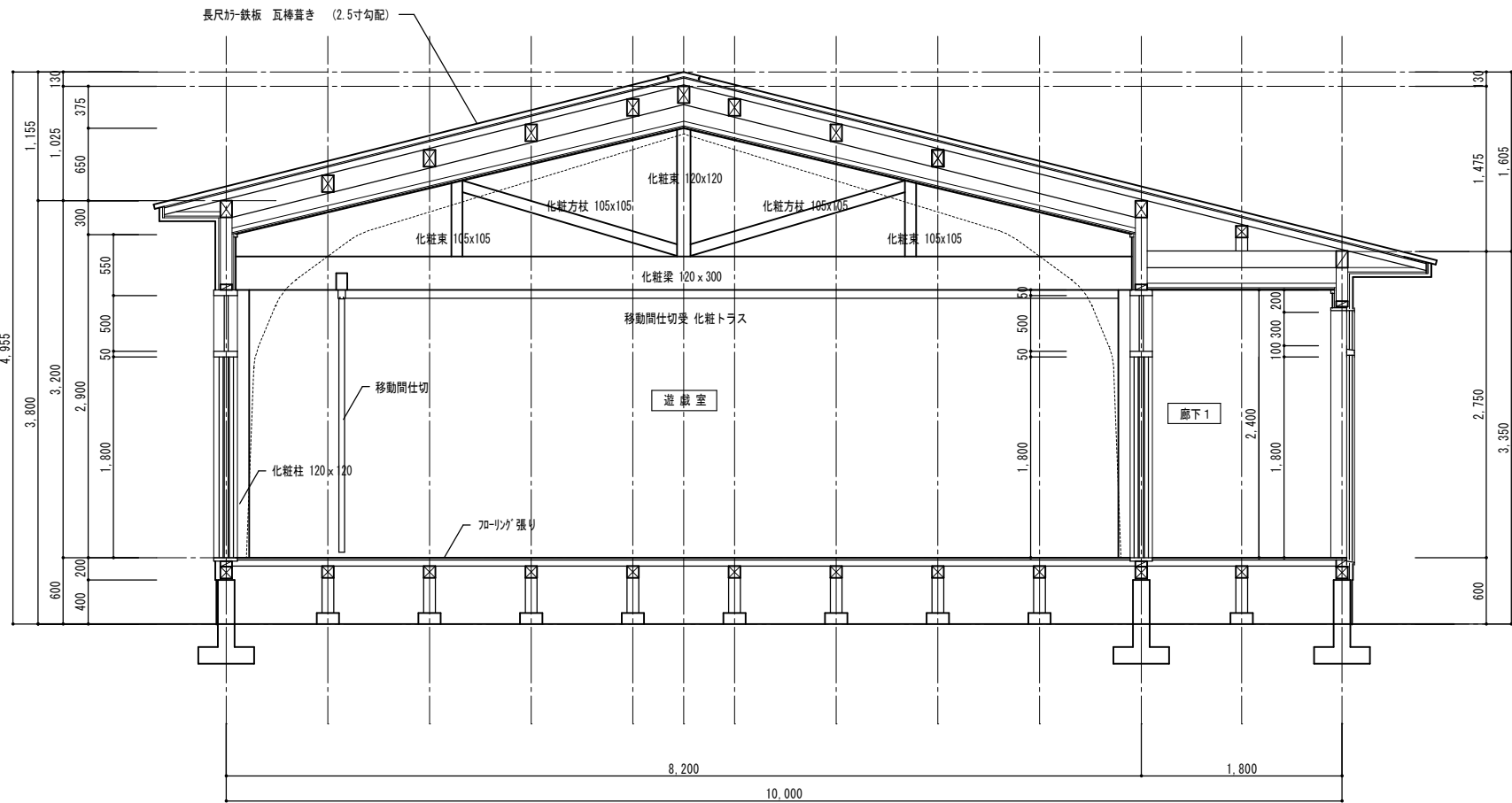
北側 立面図（南棟） S=1:100



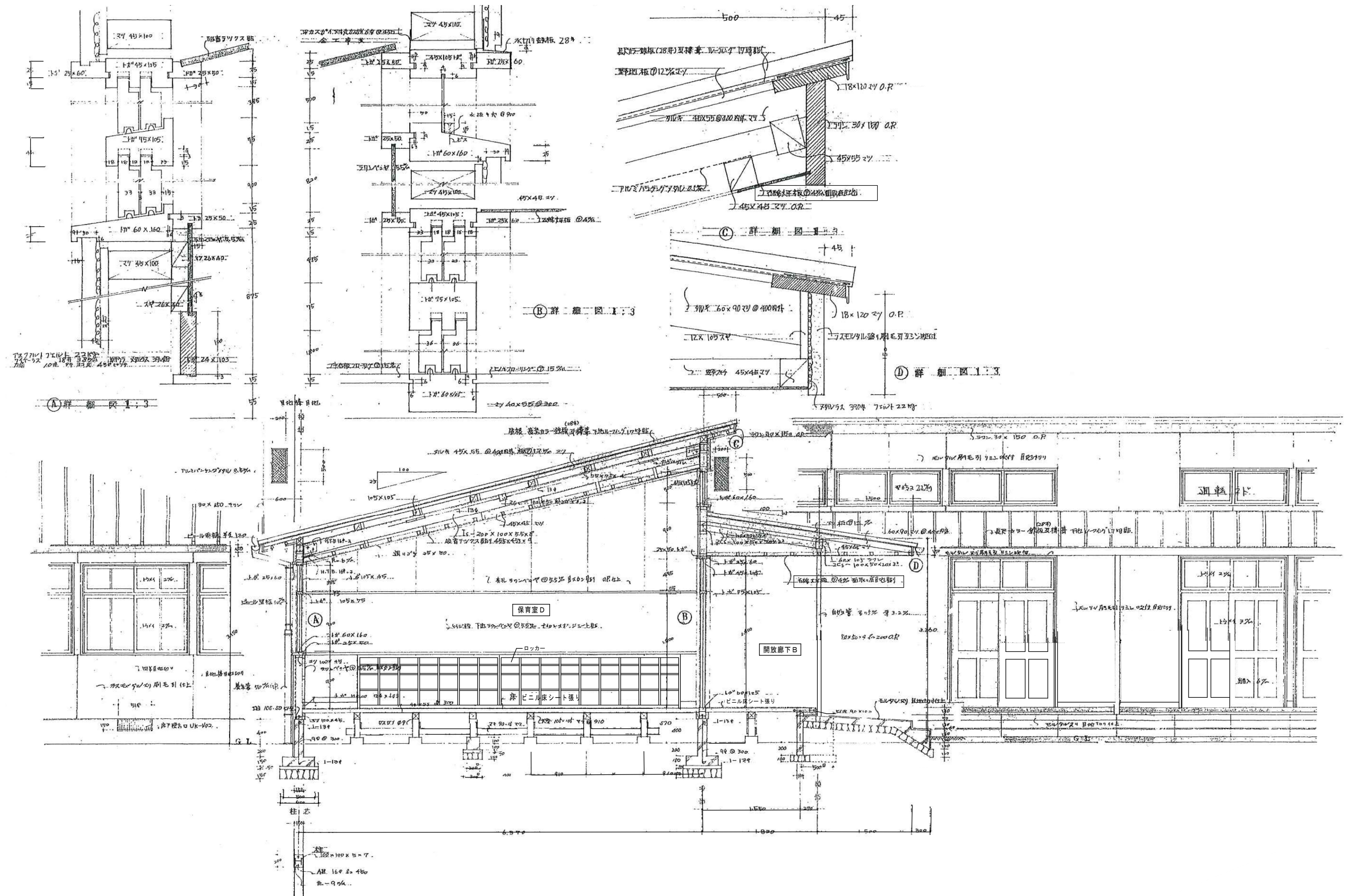
北側 立面図（北棟） S=1:100



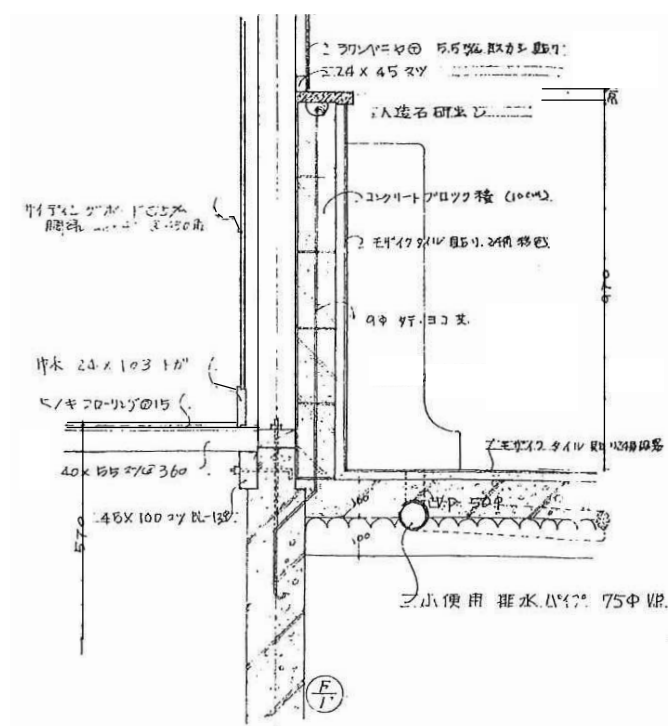




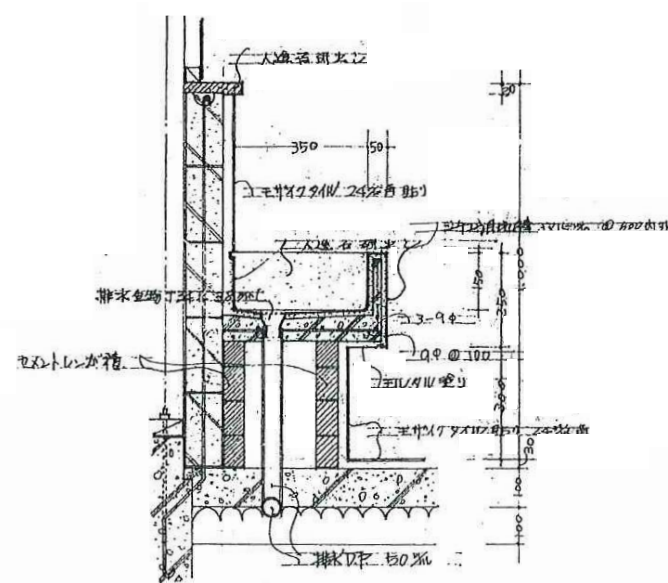
増築 1 断面詳細図 S=1:30



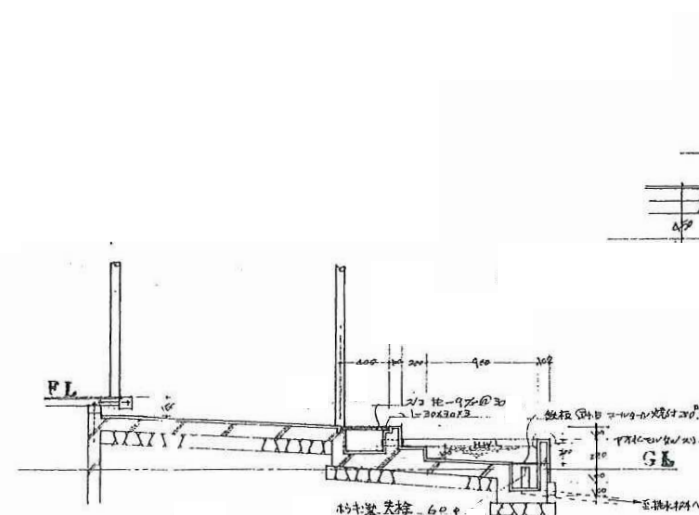
増築3 断面詳細図-1 S=1:30



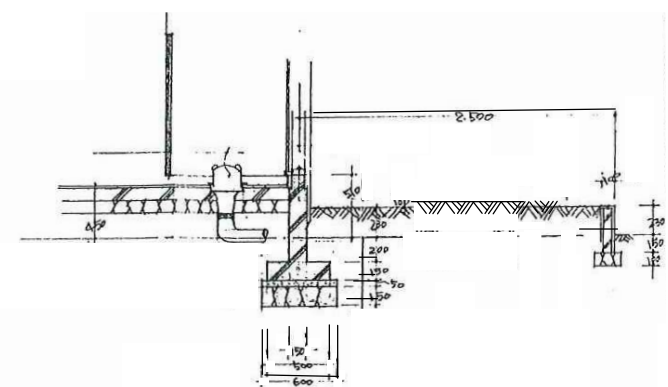
小便器廻り詳細図 1:10



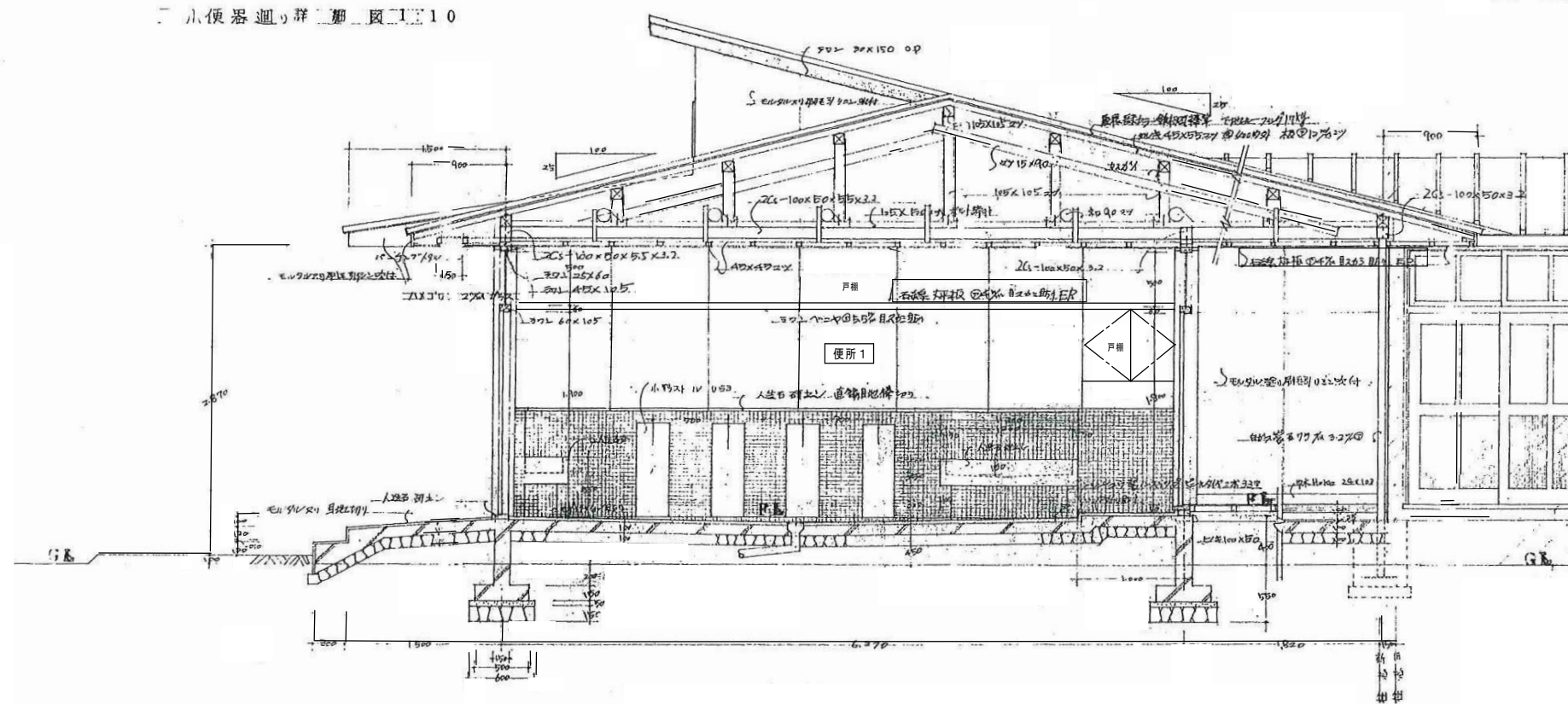
小便器廻り詳細図 1:10



小便器廻り詳細図 1:30

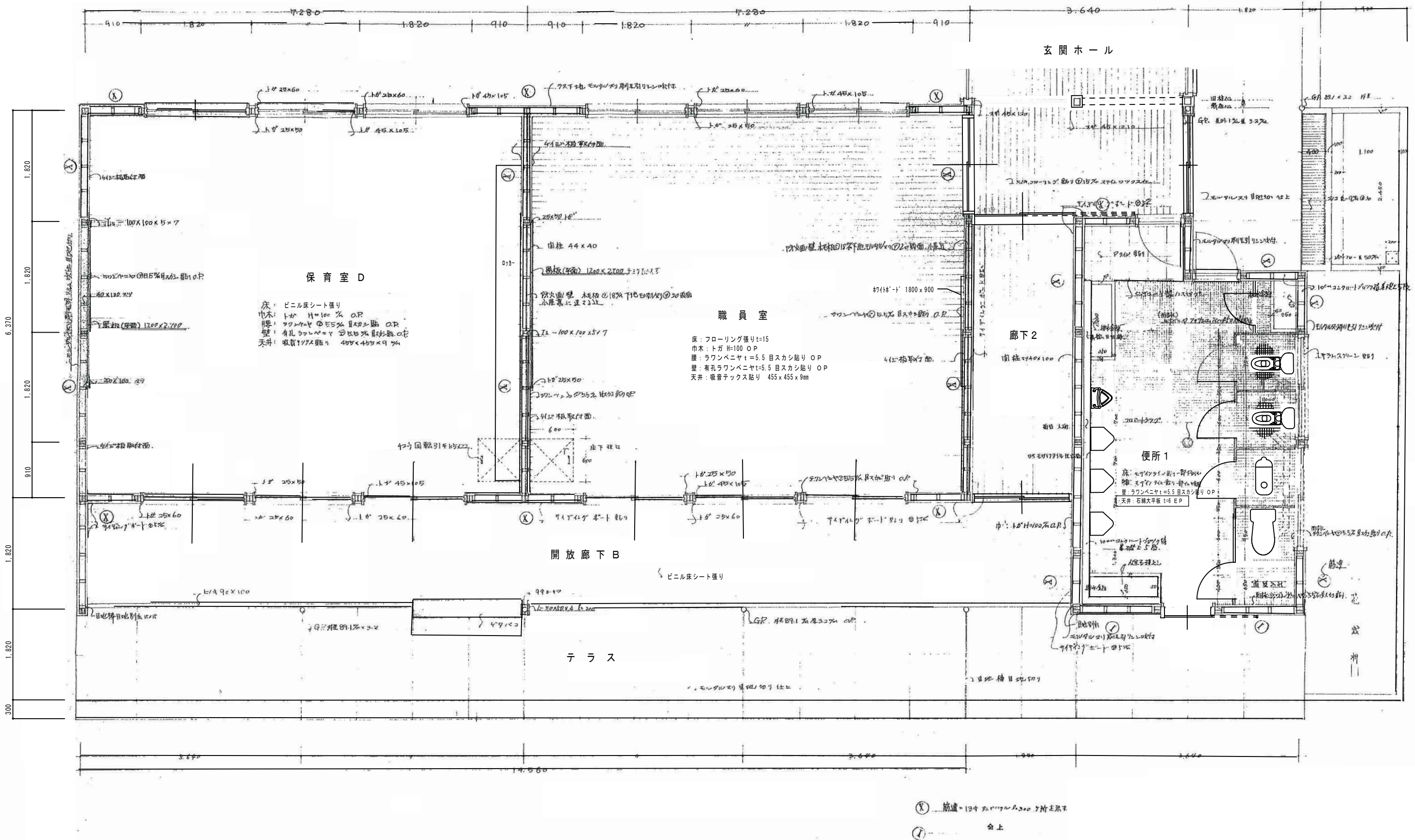


小便器廻り詳細図 S=1:30



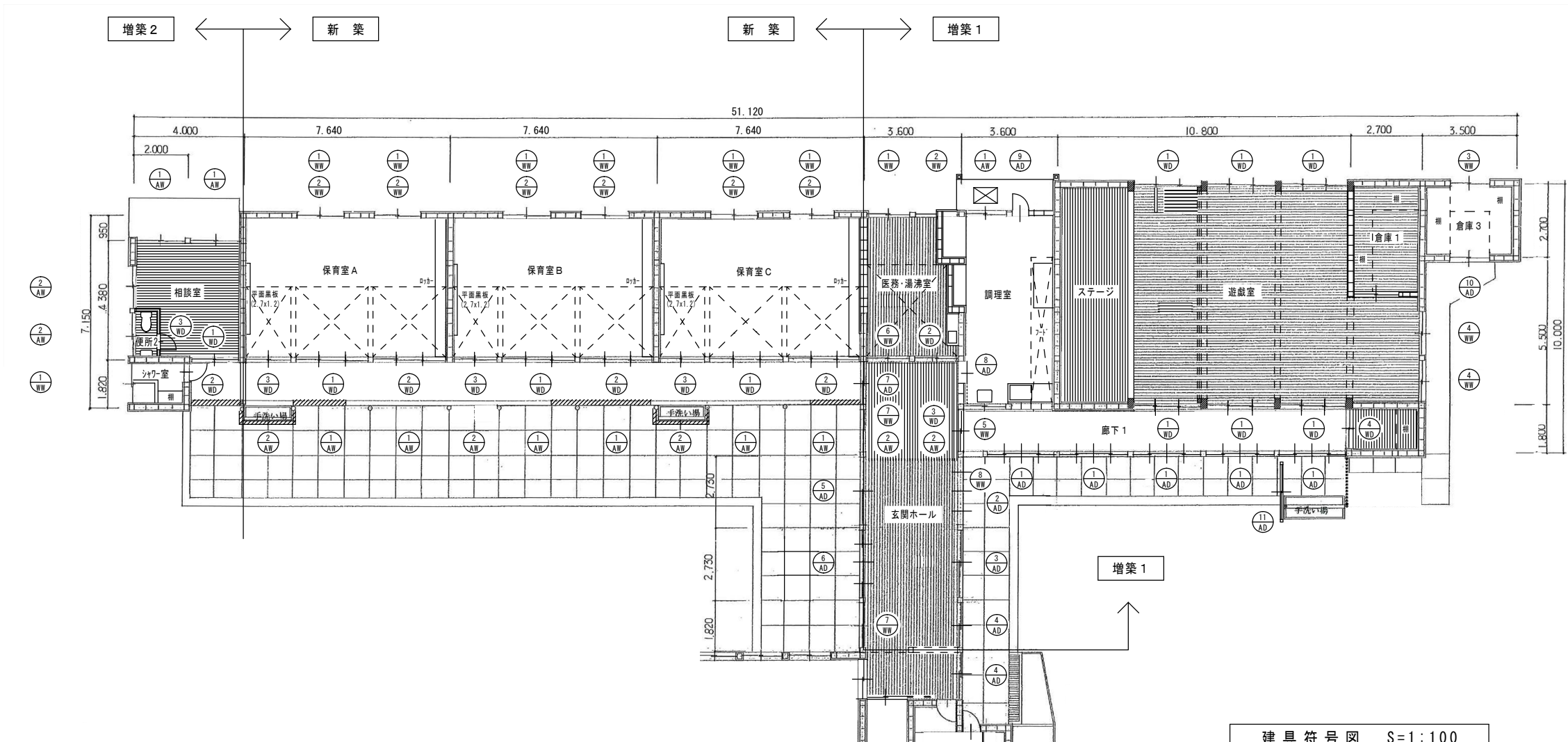
増築3 断面詳細図-2 S=1:30





増築3 平面詳細図 S=1:30



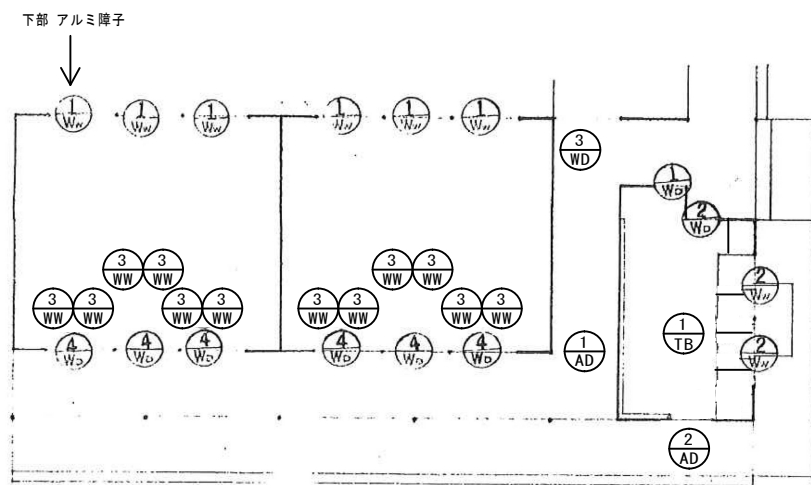


建具符号図 S=1:100

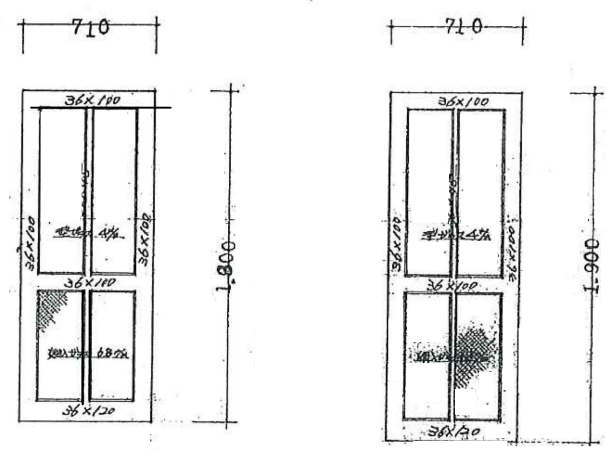
建 具 表 (増 築 2)					
符号	数量	形式	寸法 (W×H)	材質	硝子
1-AW	2	引違窓	1750×1100	7㎟	有
2-AW	2	引違窓	1600×1200	7㎟	有
1-WD	1	ラン付引違戸	1650×1800+60+400	木	有
2-WD	1	ラン付片開戸	700×1800+40+500	木	有
3-WD	1	中抜片開戸	600×1800	木	有
1-WW	1	ラン付引違窓	1600×850+50+300	木	有

建 具 表 (新 築)					
符号	数量	形式	寸法 (W×H)	材質	硝子
1-AW	6	連窓FIX	2700×1450	7㎟	有
2-AW	3	連窓FIX	1700×1450	7㎟	有
1-WD	3	ラン付3枚引違戸	2750×1800+60+500	木 (腰板)	有
2-WD	3	ラン付3枚引違戸	2700×1800+60+500	木	有
3-WD	3	ラン付引違戸	1700×1800+60+500	木	有
1-WW	6	引違窓	1650×900	木	有
2-WW	6	引違窓	1650×300	木	有

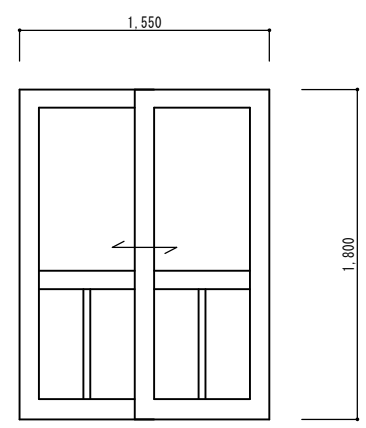
建 具 表 (増 築 1)											
符号	数量	形式	寸法 (W×H)	材質	硝子	符号	数量	形式	寸法 (W×H)	材質	硝子
1-AD	5	ラン付4枚引違戸	2500×1800+100+300	7㎟ (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有	1-WD	6	ラン付3枚引違戸	2450×1800+60+500	木 (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有
2-AD	1	ラン付4枚引違戸	2450×1800+100+300	7㎟ (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有	2-WD	1	ラン付引違戸	1600×1800+60+500	木	有
3-AD	1	ラン付引違戸	2600×1800+100+300	7㎟ (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有	3-WD	1	ラン付引違戸	1600×1750+60+350	木 (腰板)	有
4-AD	2	ラン付引違戸	1600×1800+100+300	7㎟ (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有	4-WD	1	引違戸	1600×1800	木ﾌﾗｯｼｭ	－
5-AD	1	ラン付引違戸	2450×1800+100+300	7㎟ (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有						
6-AD	1	ラン付4枚引違戸	2600×1800+100+300	7㎟ (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有	1-WW	1	ラン付引違窓	1500×900+60+500	木	有
7-AD	1	引違戸	1650×2300	7㎟	有	2-WW	1	ラン付FIX	800×900+60+500	木	有
8-AD	1	片引戸	750×1800	7㎟ (腰ﾊﾞｯﾁﾙ)	有	3-WW	1	引違窓	1500×750	木	有
9-AD	1	片開戸	600×1900	7㎟	有	4-WW	2	ラン付引違窓	1350×900+60+500	木	有
10-AD	1	引違戸	1500×1800	7㎟ (ﾊﾞｯﾁﾙ)	－	5-WW	1	ラン付FIX	1600×900、300	木	有
11-AD	1	引違戸	1800×1800	7㎟ (ﾊﾞｯﾁﾙ)	－	6-WW	1	ラン付引違窓	1600×900+60+500	木	有
						7-WW	2	ラン付引違窓	1600×900+60+500	木	有
1-AW	1	ラン付引違窓	1550×950+100+300	7㎟	有	8-WW	1	ラン付FIX	750×800+170+800+60+500	木	有
2-AW	2	連窓FIX	1700×600	7㎟	有						



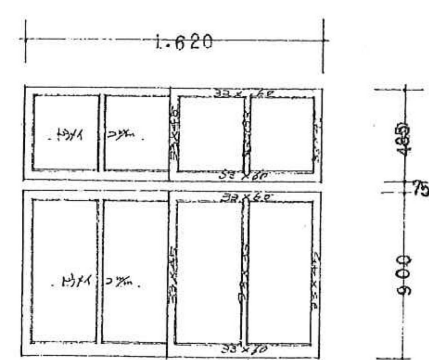
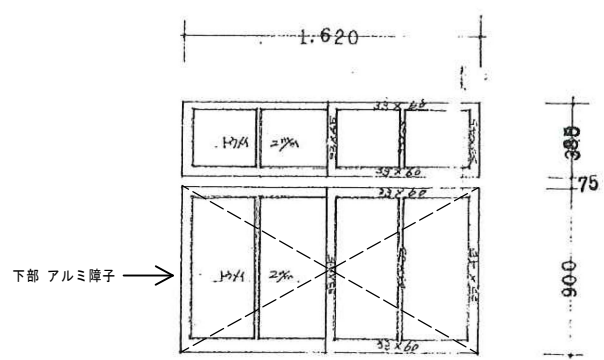
建具配置図



① 1ヶ所
② 1ヶ所
③ 1ヶ所

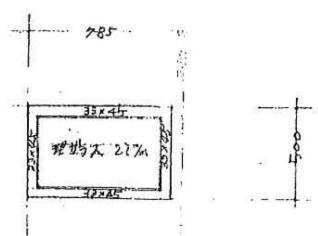


③ 1ヶ所

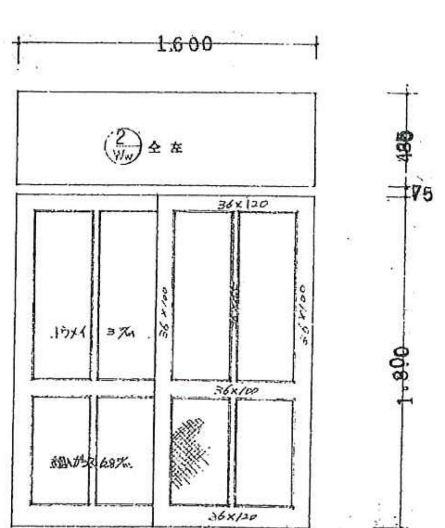


① 6ヶ所
② 2ヶ所
③ 1ヶ所

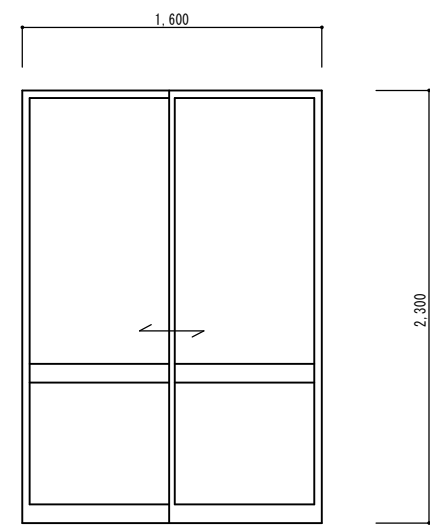
② 2ヶ所
③ 1ヶ所



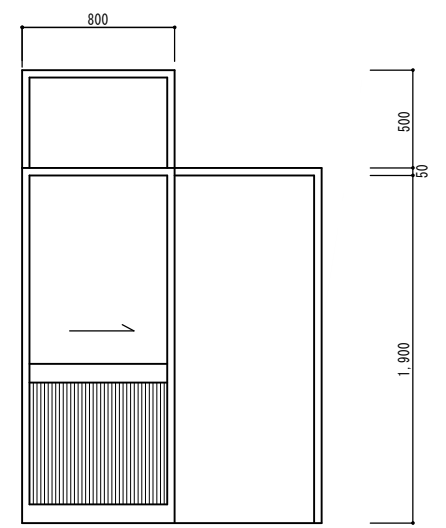
③ 12ヶ所
④ 1ヶ所



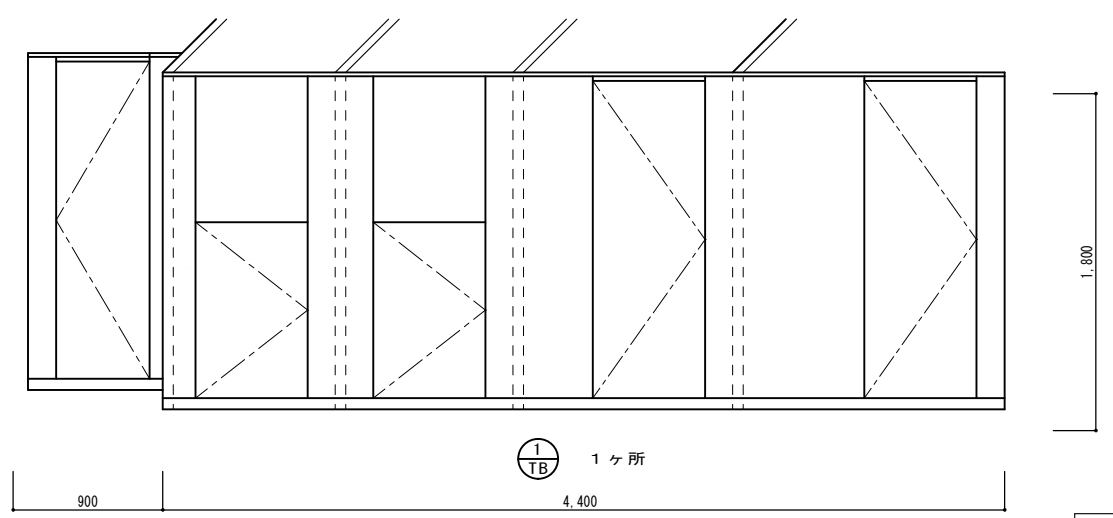
① 6ヶ所
② 2ヶ所
③ 1ヶ所



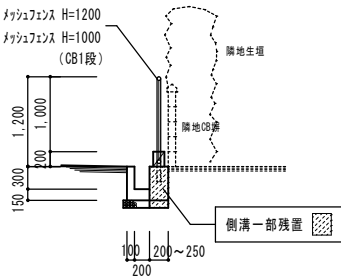
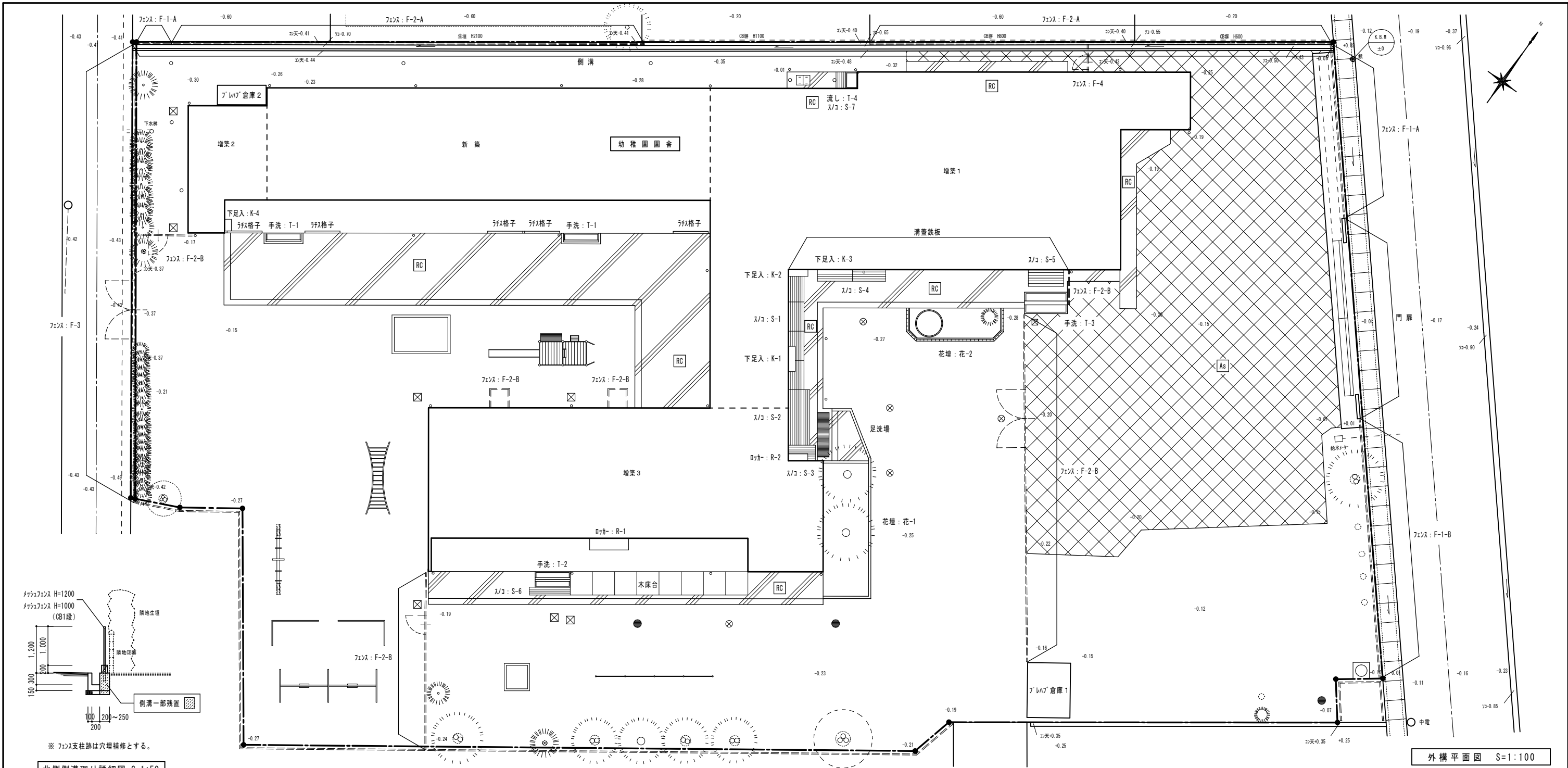
① 1ヶ所



② 1ヶ所

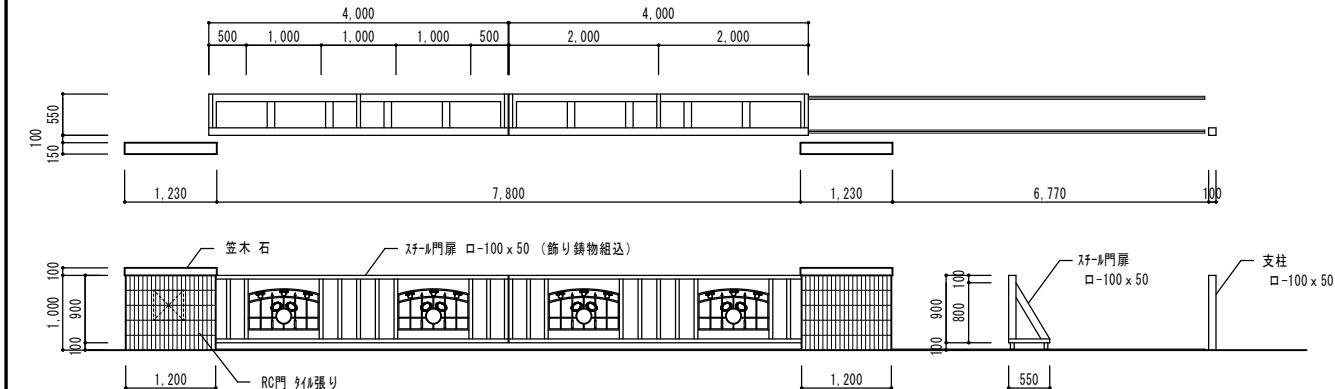


① 1ヶ所



※ フェンス支柱跡は穴埋補修とする。

北側側溝廻り詳細図 S=1:50

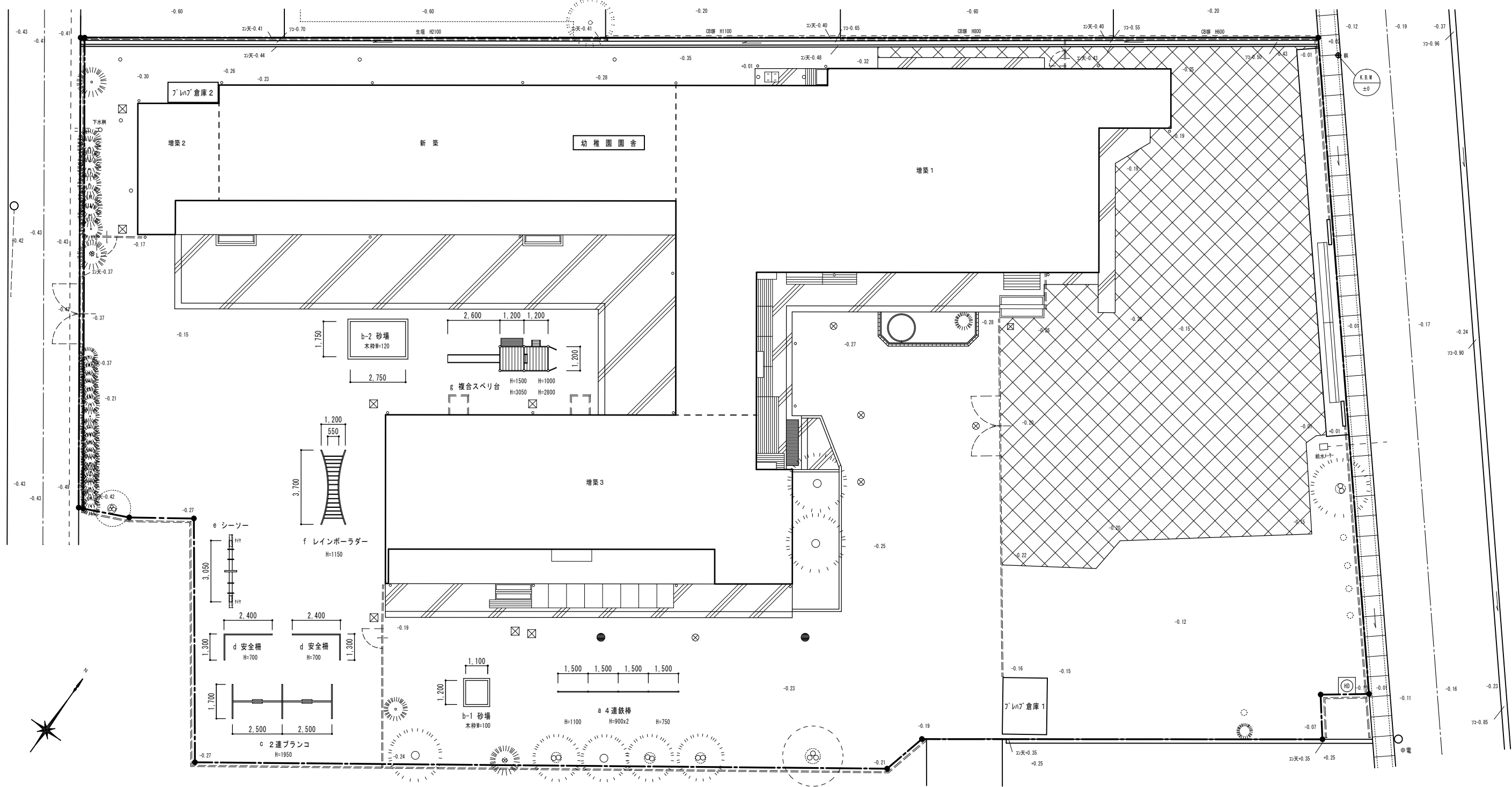


門扉詳細図 S=1:50

工 作 物 他 リ ス ト											
名称・符号	仕 様	数量	名称・符号	仕 様	数量	名称・符号	仕 様	数量	名称・符号	仕 様	数量
門扉	スチール門扉、RC門x2 土間コンクリート 郵便受	1	側溝	RC 200 x 300 (隣地側立上部は残置)	61.5m	下足入 K-1	木 1300 x 300 x 900H	1	ス/コ S-1	木 1500 x 800 x 100H	3
										木 1300 x 800 x 100H	1
フェンス F-1-A	メッシュフェンス H=1000	11.0m	溝蓋	鉄板蓋 W=180	14.5m	K-2	木 900 x 300 x 900H+600 x 300 x 700H	1	S-2	木 2850 x 1200 x 100H	1
F-1-B	メッシュフェンス H=1000 RC基礎 (8ヶ所)	13.5m	手洗 T-1	ステンレス 1800x500x1200 (3方板張H=2000)	2	K-3	木 1600 x 300 x 1100H	1	S-3	木 1600 x 800 x 100H	1
F-2-A	メッシュフェンス H=1200	48.0m	T-2	ステンレス 2000 x 450 x 1200	2	K-4	木 600 x 300 x 1750H	1	S-4	木 1750 x 600 x 100H	2
F-2-B	ネットフェンス H=1200 (門扉共) RC基礎 (32ヶ所)	37.8m	T-3	RCフタ 2200 x 450 x 1200	2				S-5	木 1800 x 800 x 100H	1
F-3	ネットフェンス H=1200 (門扉共) RC基礎 (12ヶ所)	23.5m	流し T-4	ステンレス 900 x 550 x 1000	1	ロッカー R-1	スチール 1800 x 500 x 1800H	1	S-6	木 2300x400x100H+1500x300x100H	1
	防球フェンス H=3000 RC基礎 (2ヶ所)	4.0m				R-2	スチール 1000 x 350 x 1450H	1	S-7	木 800 x 500 x 100H	1
F-4	7&メッシュ H=1000 (門扉共)	1.5m	ラテ格子	木製 1800 x 1000	5						
花壇 花-1	17.5㎡ RC立上:100x400x12.0m	1	足洗場	RC 4.0㎡ H=200 側溝:400x2700x200 (グレーチング)	1	 RC	土間コンクリート t=120	210㎡	木床台	木 9000 x 1200 x 100H	1
花-2	8.3㎡ レンガ枠、丸鋼半円柵:12.0m レンガ枠ササギ:1.3mΦ	1				 As	7&アスルト舗装 t=50	315㎡			

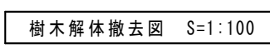
- < 解体範囲 >

 - 敷地内建築物 (工作物共) は全て撤去とする。
 - 解体撤去後は整地とする。
 - 整地範囲は原則建物から2m程度の範囲とする。
- 整地は地面の不陸を修正し、表層は真砂土 (搬入土) 平均厚さ10cm程度を敷き均し転圧すること。
 - 工事で掘れたり、荒れた部分は整地範囲に含める。
 - 解体後の埋め戻しは水締め等充分に締め固めること。

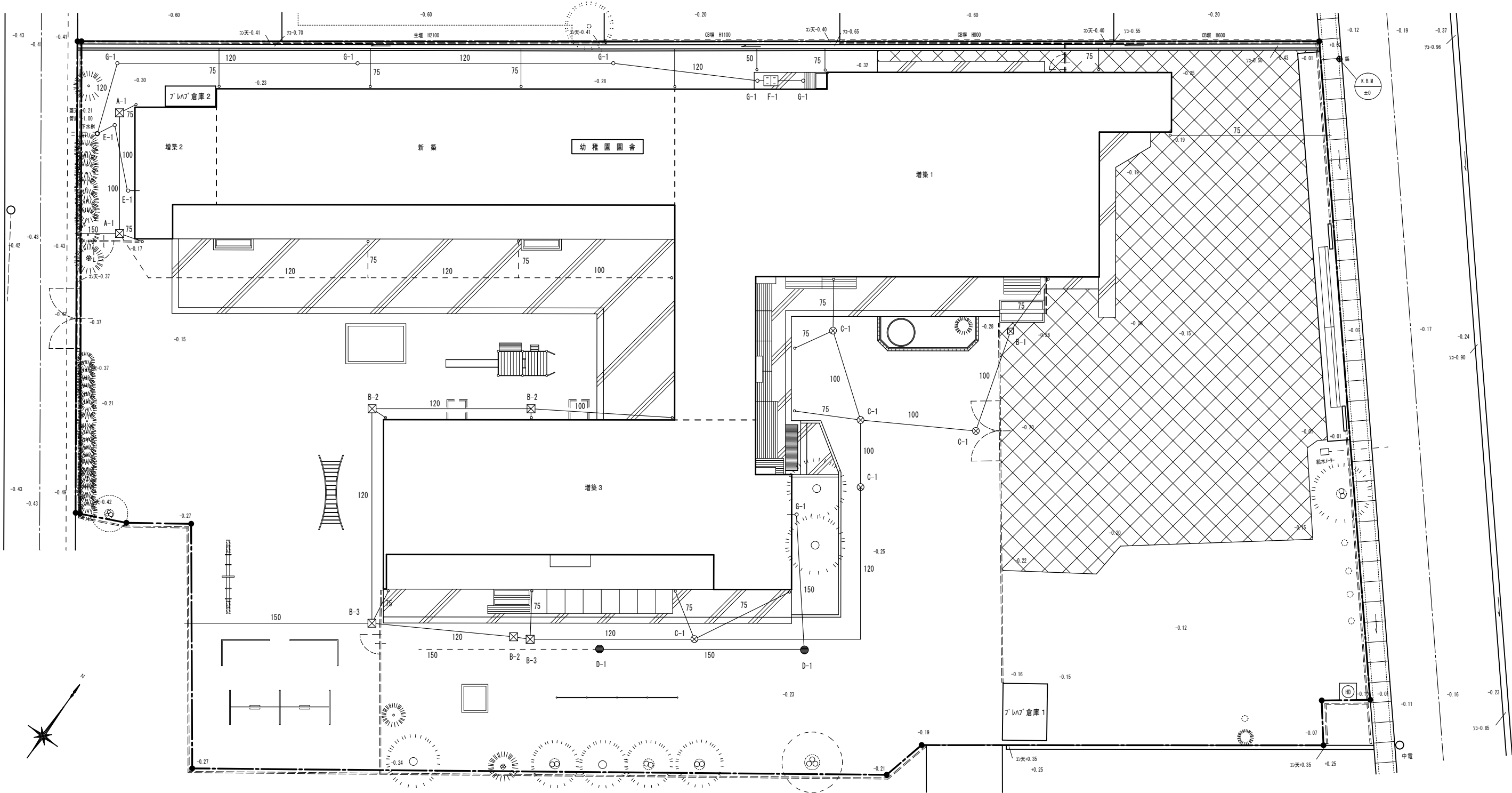


遊具解体撤去図 S=1:100

遊 具 リ ス ト							
符号	名 称	数量	備 考	符号	名 称	数量	備 考
a	4 連鉄棒	1	1500 x 4 H=1100,900,750	e	シーソー	1	3050
b-1	砂場	1	1200 x 1100	f	レインボーラダー	1	550~1200 x 3700 H=1150
b-2	砂場	1	2750 x 1750	g	複合スベリ台	1	2600 x 400 H=1500
c	2 連ブランコ	1	2500 x 1700 H=1950				1200 x 1200 H=1500~3050
d	安全柵	2	2400 x 1200 H=700				1200 x 1200 H=1000~2800



樹 木 伐 採 ・ 伐 根 リ ス ト											
種 別	符 号	寸 法	数 量	種 別	符 号	寸 法	数 量	種 別	符 号	寸 法	数 量
低木	A-1	枝張：400Φ H=0.4	1	中木	B-1	幹周：80Φ H=2.0	1	高木	C-1	幹周：200Φ H=3.0	1
	A-2	枝張：500Φ H=0.6	1		B-2	幹周：80～100Φ H=2.0	25		C-2	幹周：450Φ (150Φ x3) H=3.0	1
					B-3	幹周：100Φ H=2.2	10		C-3	幹周：500Φ (250Φ x2) H=3.0	1
					B-4	幹周：100Φ H=2.3	1		C-4	幹周：500Φ (180Φ x3) H=3.5	1
					B-5	幹周：200Φ H=2.5	1		C-5	幹周：300～400Φ H=3.5	4
									C-6	幹周：600Φ (200Φ x3) H=4.0	1
									C-7	幹周：400Φ H=5.0	1
									C-8	幹周：400Φ H=6.0	1



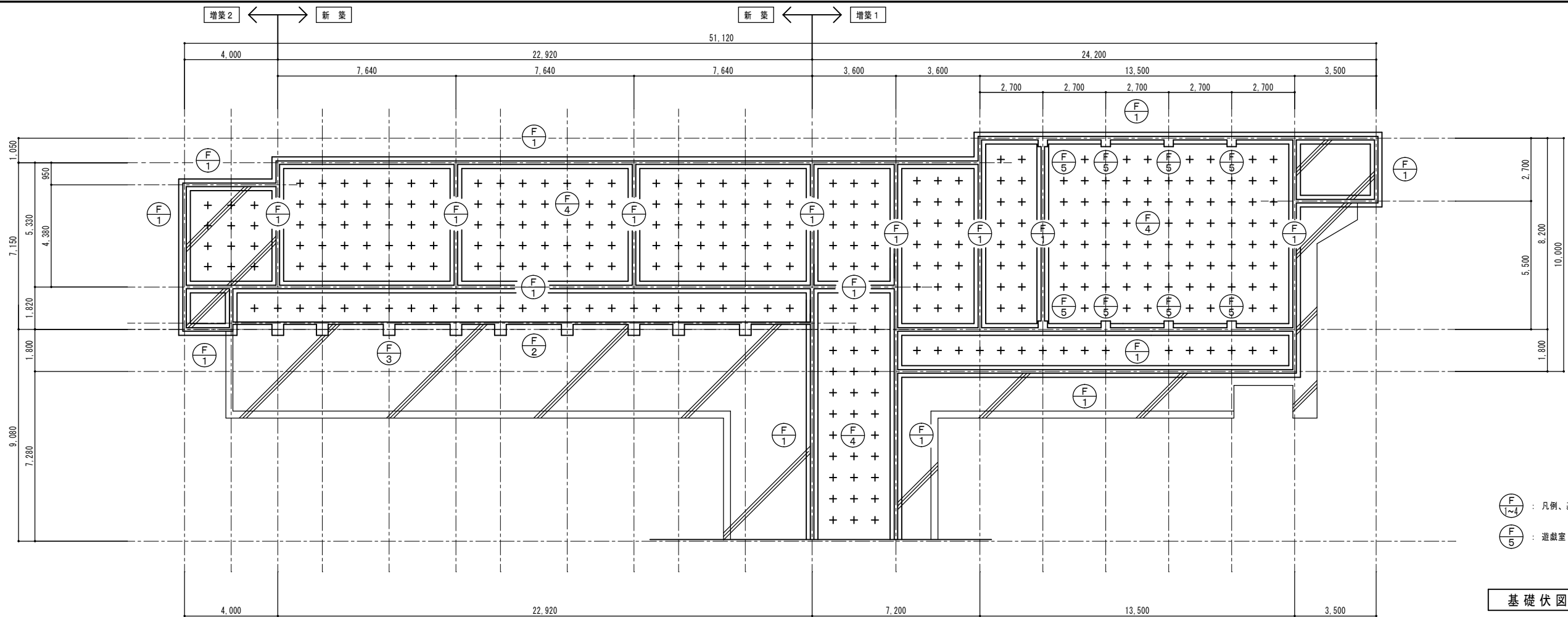
屋外排水解体撤去図 S=1:100

—— 地中埋設排水管
- - - 地中埋設排水管

※ 地中埋設配管の端部は「リ」止めとする。

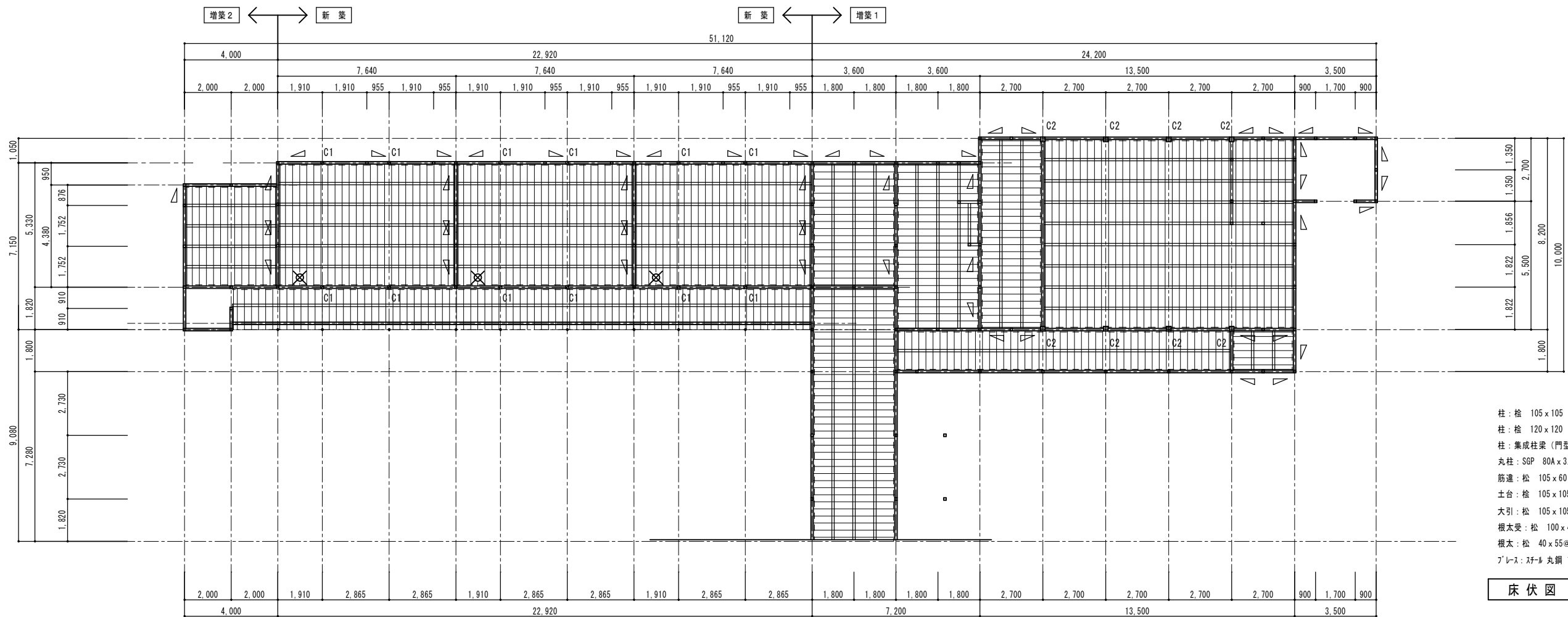
VP50 : 1.0m
VP75 : 42.5m
VP100 : 38.0m
VP120 : 110.0m
VP150 : 70.0m

配管・柵リスト							
符号	種別	寸法・仕様	数量	符号	種別	寸法・仕様	数量
A-1	雨水柵	RC製 300 x 300 H=350~400 RC蓋	2	D-1	汚水柵他	RC製 350Φ H=350 マルメ蓋	2
B-1	雨水柵	RC製 250 x 250 H=250 鉄板蓋	1	E-1	汚水柵	小口径 150Φ H=350 塩ビ蓋	2
B-2	雨水柵	RC製 300 x 300 H=350~400 鉄板蓋	3	F-1	グリーストラップ	塩ビ製 500x700 H=800 塩ビ蓋	1
B-3	雨水柵	RC製 400 x 400 H=500 鉄板蓋	2	G-1	汚水柵	小口径 150Φ H=350~600 塩ビ蓋	6
C-1	雨水柵	塩ビ製 300Φ H=300~500 塩ビ蓋	5				



○ F 1 ~ 4 : 凡例、基礎断面(配筋)は、増築 3 の詳細図に倣う。
○ F 5 : 遊戯室 大断面柱梁 基礎 コンクリート: W-400 x D-400 x H-750
鉄 筋: 主筋: 8-φ13
7-7': φ9@200

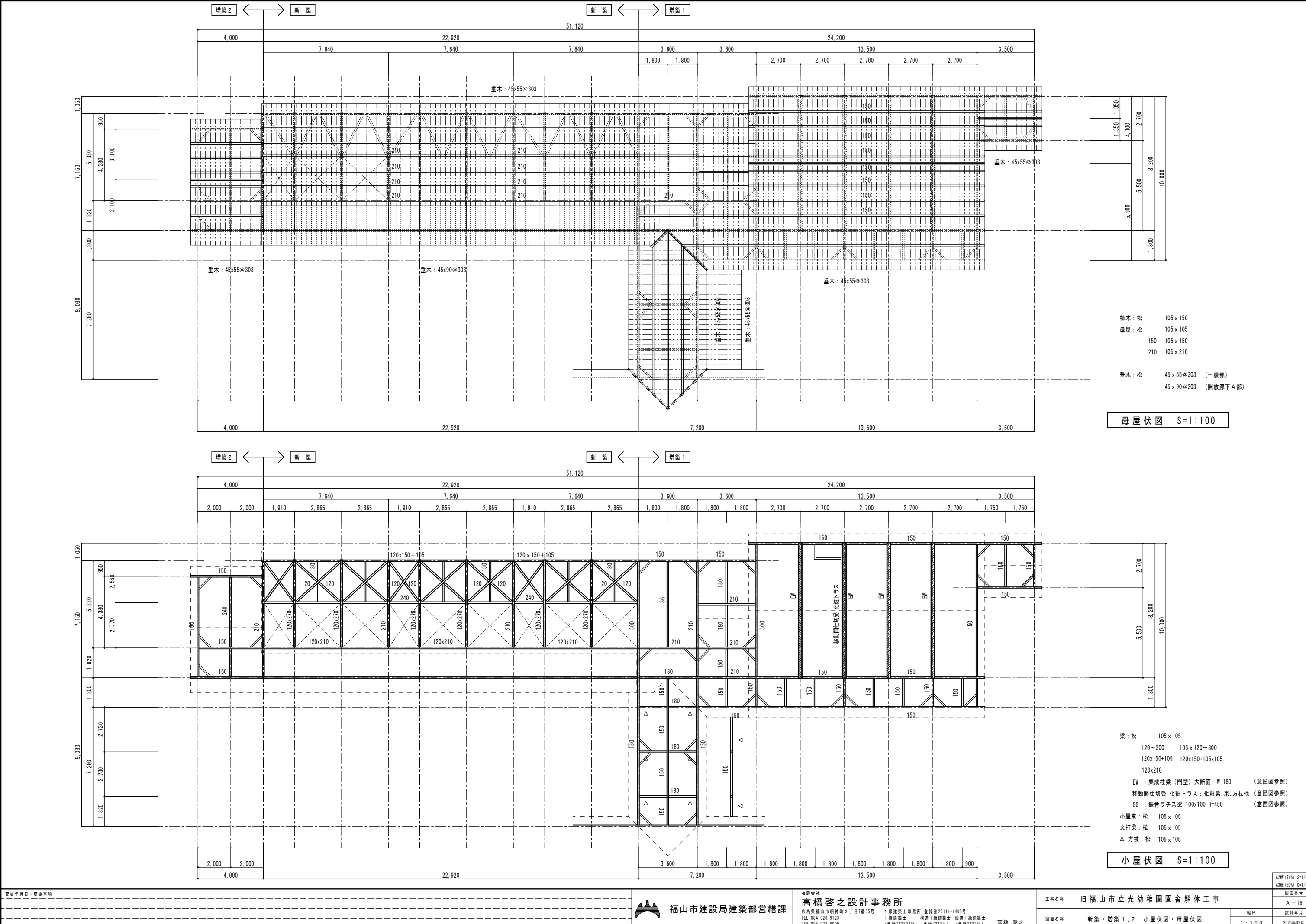
基礎伏図 S=1:100



柱: 桧 105 x 105
柱: 桧 120 x 120 (C1-保育室)
柱: 集成柱梁 (門型) 大断面 W-180 (C2-遊戯室)
丸柱: SGP 80A x 3.2 (開放廊下)
筋違: 松 105 x 60 (シンガム)
土台: 桧 105 x 105 土台: 松 105 x 45 (開放廊下)
大引: 松 105 x 105 床束: 松 105 x 105
根太梁: 松 100 x 45
根太: 松 40 x 55@303 根欄: 松 90 x 15
フレス: スチール 丸鋼 16φ (シンガム)

床伏図 S=1:100



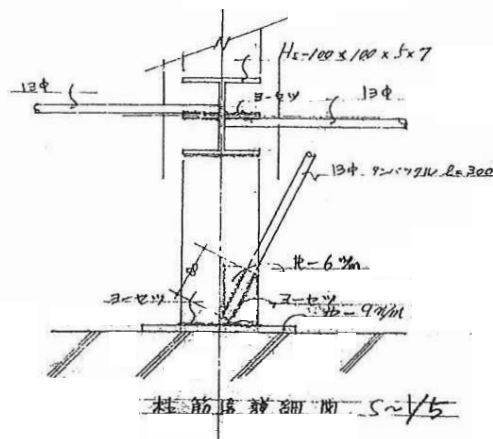
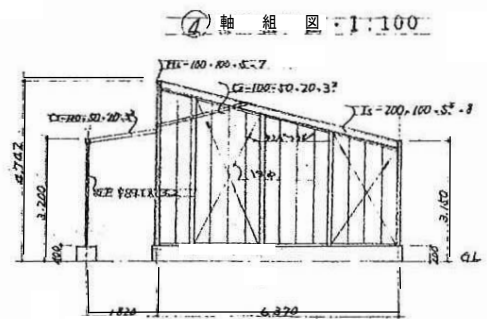
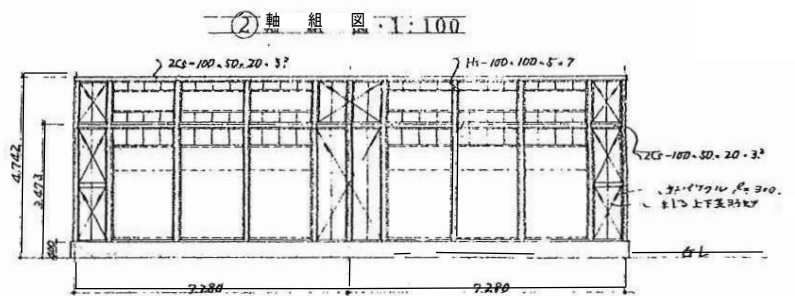
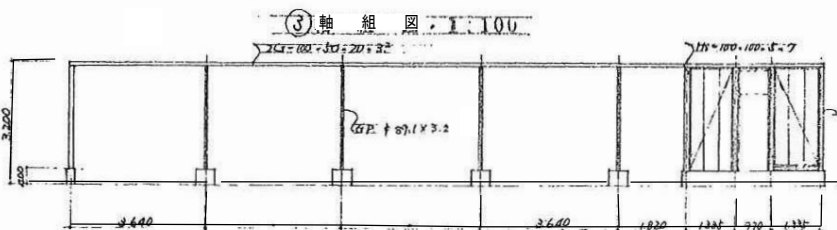
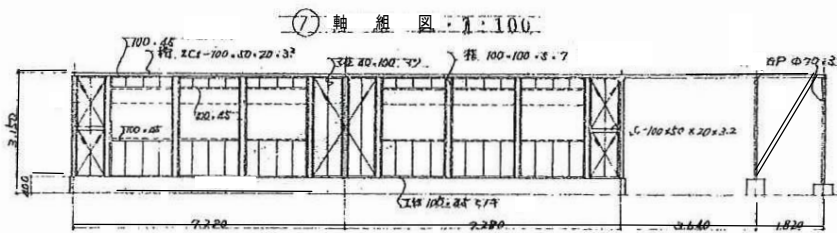
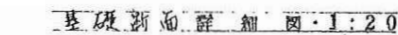
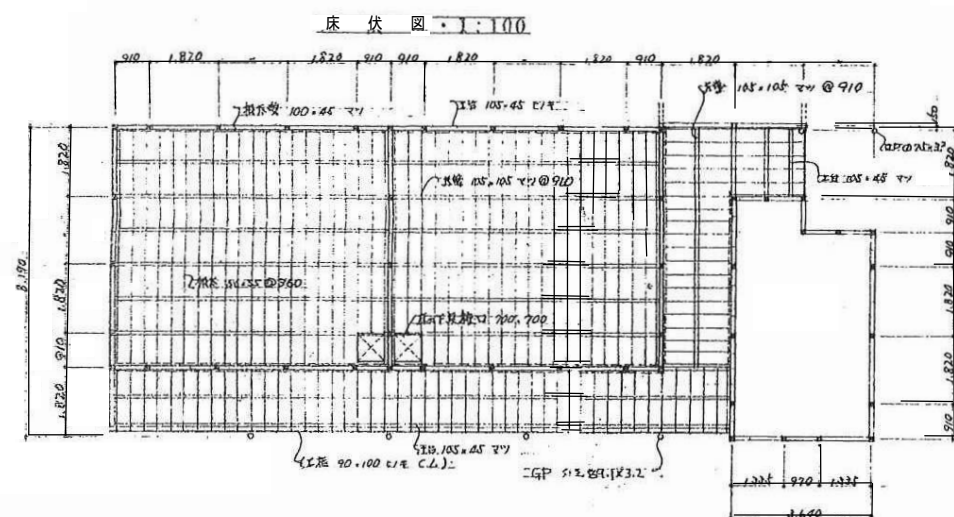
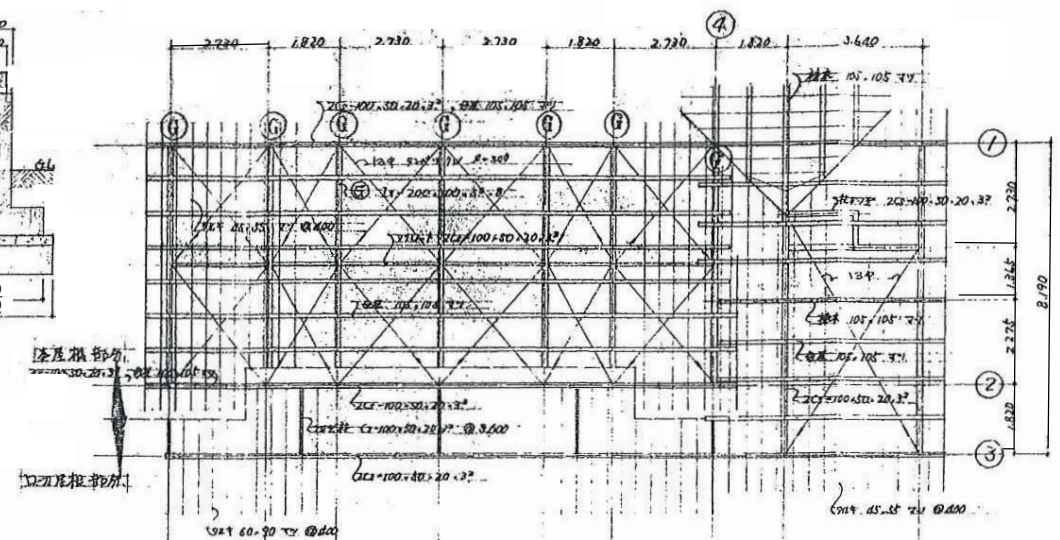
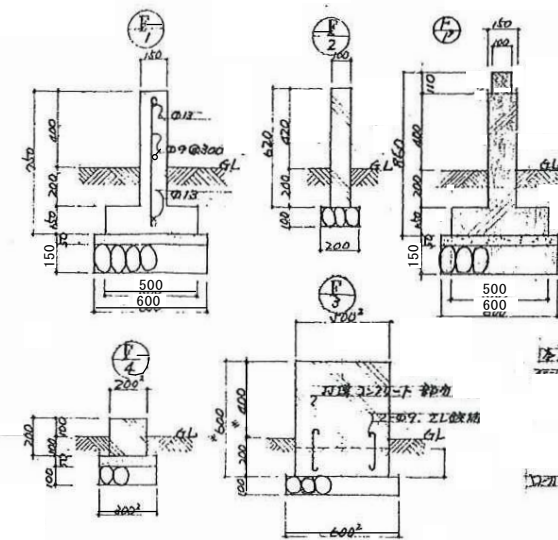
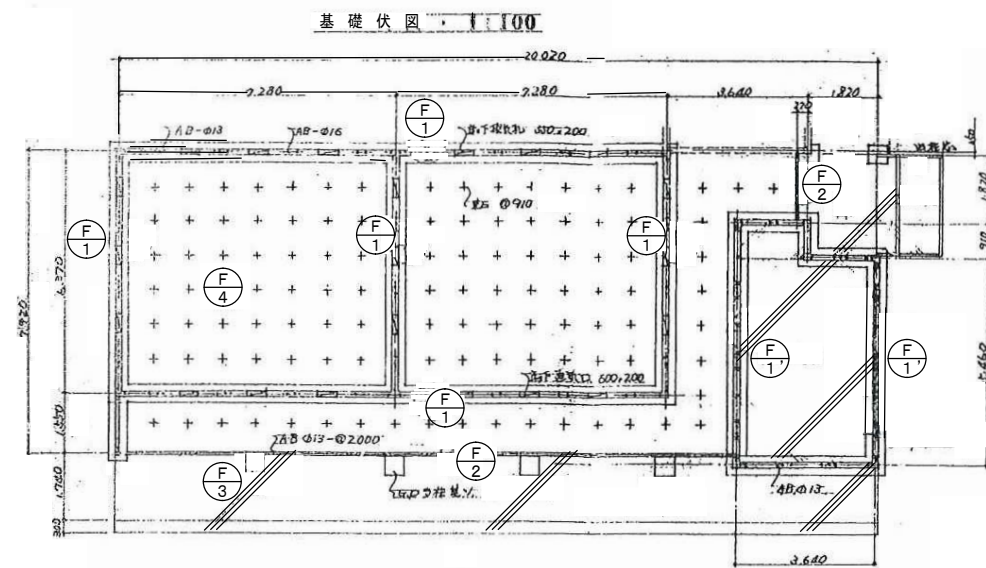


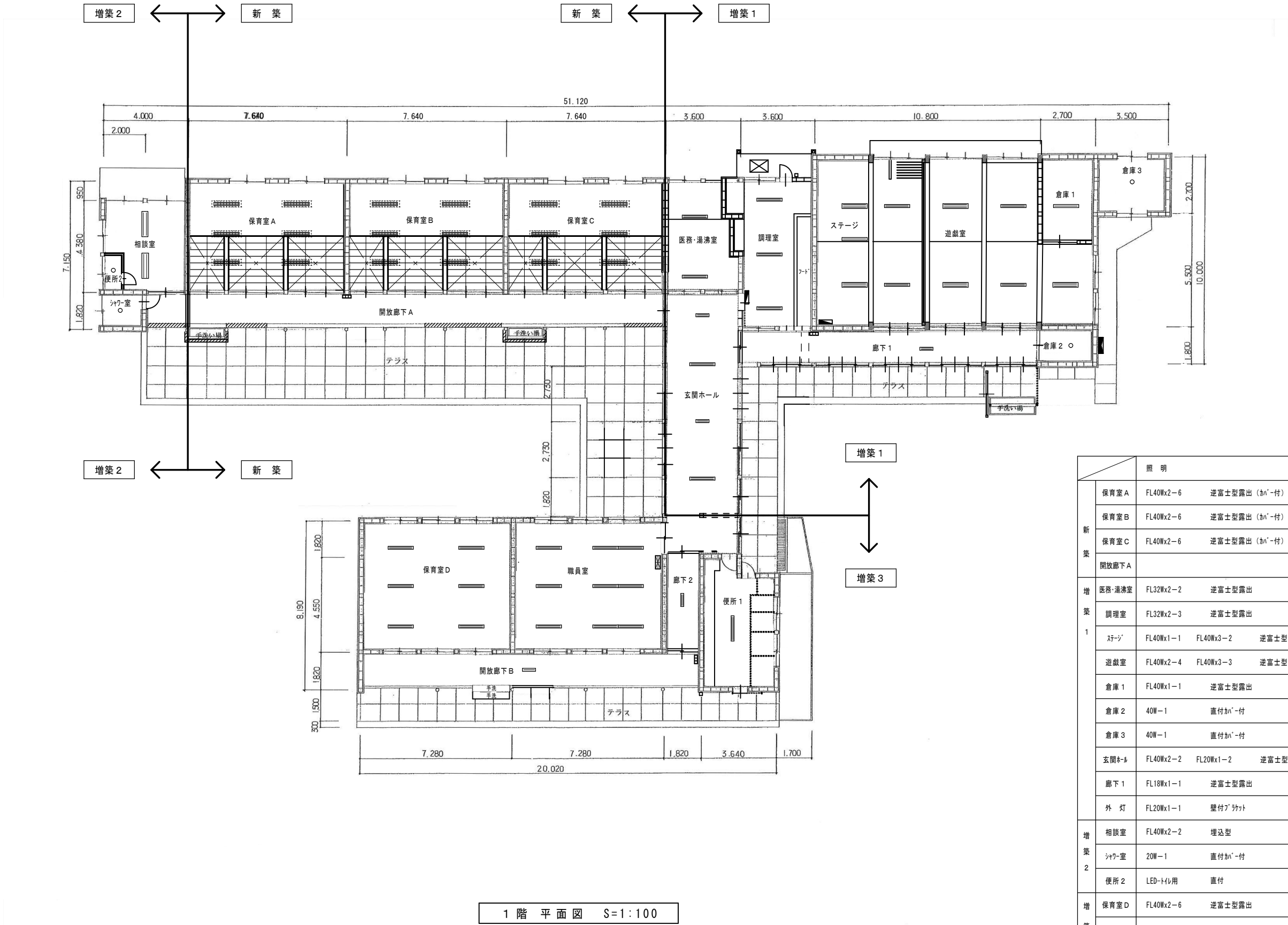
- 棟木：松 105 x 150
母屋：松 105 x 105
150 105 x 150
210 105 x 210
- 垂木：松 45 x 55 @ 303 (一般部)
45 x 90 @ 303 (開放廊下A部)

母屋伏図 S=1:100

- 梁：松 105 x 105
120~300 105 x 120~300
120x150+105 120x150+105x105
120x210
EW：集成柱梁（門型）大断面 W=180 (意匠図参照)
移動間仕切受 化粧トラス：化粧梁、束、方杖他 (意匠図参照)
SG：鉄骨ラチス梁 100x100 H=450 (意匠図参照)
- 小屋束：松 105 x 105
火打梁：松 105 x 105
△ 方杖：松 105 x 105

小屋伏図 S=1:100



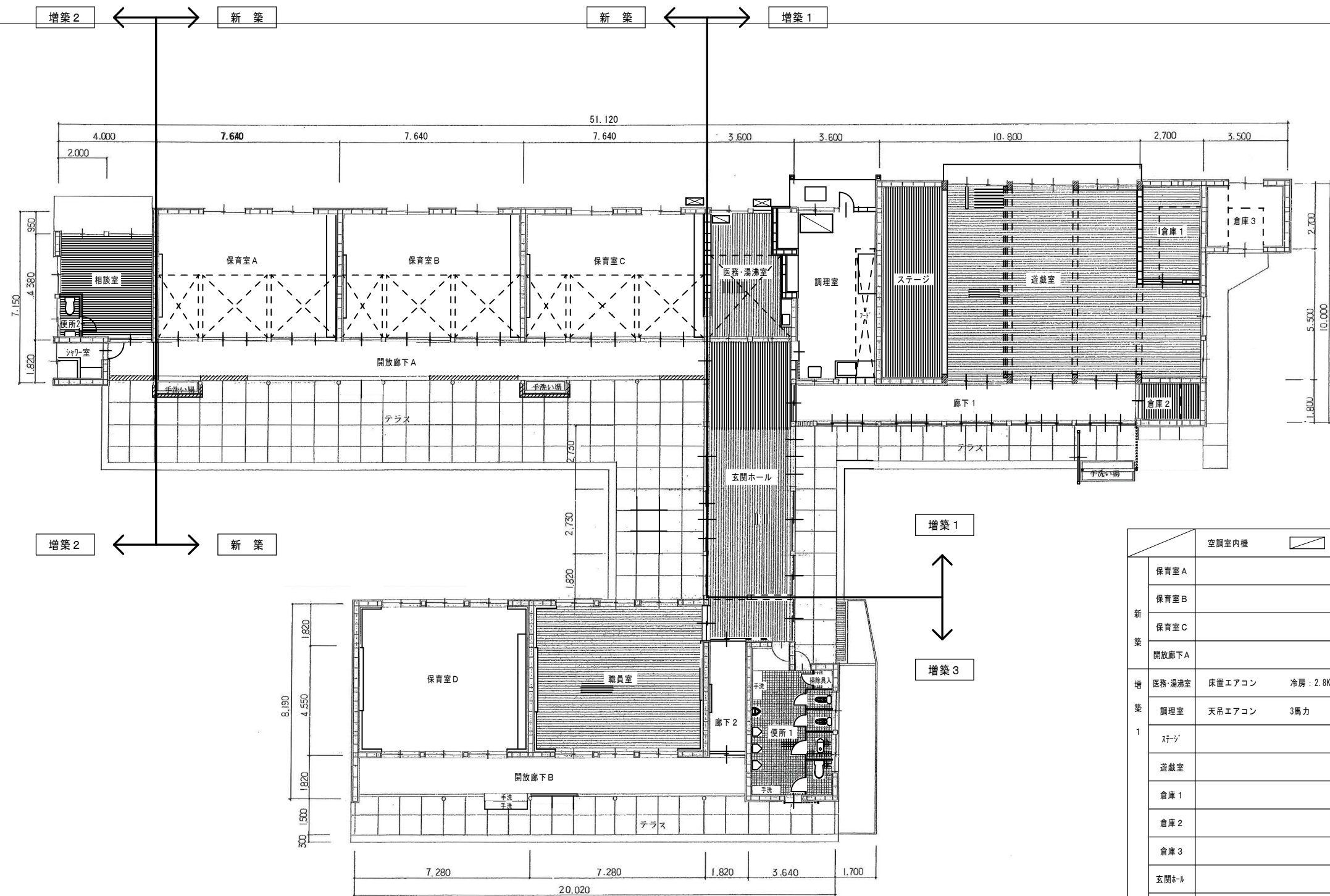
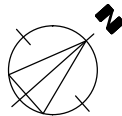


1 階 平 面 図 S=1:100

- 新 築 : 1957年度 (S.32)
- 増築 1 : 1962年度 (S.37)
- 増築 2 : 1963年度 (S.38)
- 増築 3 : 1969年度 (S.44)

		照 明		壁
新 築	保育室 A	FL40Wx2-6	逆富士型露出 (加'-付)	
	保育室 B	FL40Wx2-6	逆富士型露出 (加'-付)	
	保育室 C	FL40Wx2-6	逆富士型露出 (加'-付)	
	開放廊下 A			自動火災報知器 発信機 200x400
増 築 1	医務・湯沸室	FL32Wx2-2	逆富士型露出	
	調理室	FL32Wx2-3	逆富士型露出	分電盤 500x400
	ステージ	FL40Wx1-1	FL40Wx3-2 逆富士型露出	分電盤 400x1200
	遊戯室	FL40Wx2-4	FL40Wx3-3 逆富士型露出	東面外壁 引込壁 500x1200
	倉庫 1	FL40Wx1-1	逆富士型露出	
	倉庫 2	40W-1	直付加'-付	
	倉庫 3	40W-1	直付加'-付	
増 築 2	玄関ホール	FL40Wx2-2	FL20Wx1-2 逆富士型露出	
	廊下 1	FL18Wx1-1	逆富士型露出	自動火災報知器 発信機 200x400
	外 灯	FL20Wx1-1	壁付ブラケット	
	相談室	FL40Wx2-2	埋込型	
増 築 3	シャワー室	20W-1	直付加'-付	
	便所 2	LED-トリム用	直付	
	保育室 D	FL40Wx2-6	逆富士型露出	
	職員室	FL40Wx2-9	逆富士型露出	自動火災報知器 受信機 250x300
	便所 1	FL40Wx2-1	笠付型露出	
	開放廊下 B	FL20Wx1-1	逆富士型露出	自動火災報知器 発信機 200x400
	廊下 2	FL20Wx2-1	逆富士型露出	
	外 灯	FL20Wx1-1	壁付ブラケット	





1 階 平面図 S=1:100

- 新 築 : 1957年度 (S. 32)
- 増築 1 : 1962年度 (S. 37)
- 増築 2 : 1963年度 (S. 38)
- 増築 3 : 1969年度 (S. 44)

		空調室内機	空調室外機	衛生器具 (陶器)
新 築	保育室 A			
	保育室 B			
	保育室 C			
	開放廊下 A			
増 築 1	医務・湯沸室	床置エアコン 冷房: 2.8Kw 暖房: 4.2Kw	床置	
	調理室	天吊エアコン 3馬力	床置	手洗器-1
	ステージ			
	遊戯室			
	倉庫 1			
	倉庫 2			
	倉庫 3			
増 築 2	相談室			
	シャワー室			
	便所 2			洋風便器-1 手洗器-1
増 築 3	保育室 D			
	職員室			
	便所 1			小便器-3 洋風便器-1 和風便器-1 幼児用小便器-1 幼児用大便器-2
	開放廊下 B			
	廊下 2			



参考数量書

§ 工事名称 旧福山市立光幼稚園園舎解体工事

§ 工事場所 福山市草戸町四丁目地内

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 旧福山市立光幼稚園園舎解体工事

工事場所 福山市草戸町四丁目地内

【解体建物概要】
幼稚園 園舎棟
木造一部鉄骨造 平家建 延べ面積 587.73㎡
【その他構造物他】
フレハフ倉庫1～2
外構、遊具、植栽、排水、附帯建築設備

福 山 市

福 山 市

福 山 市

[illegible]

[illegible]

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

幼稚園園舎棟		発生材処理		運搬		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
とりこわし 発生材運搬	無筋コンクリート ダンプトラック	78.7	m3			
とりこわし 発生材運搬	珪藻土、がれき類 ダンプトラック	20.6	t			
とりこわし 発生材運搬	木材類	199	m3			
とりこわし 発生材運搬	ガラス、陶器類	2.7	t			
とりこわし 発生材運搬	廃プラスチック類	0.9	t			
とりこわし 発生材運搬	石こうボード類	2.3	t			
とりこわし 発生材運搬	廃ボード類(非飛散性アスベスト含有)	1.1	t			
とりこわし 発生材運搬	碎石	59.7	t			
とりこわし 発生材運搬	鉄くず(スクラップ)	11.6	t			
とりこわし 発生材運搬	ステンレスくず(スクラップ)	0.1	t			
とりこわし 発生材運搬	アルミくず(スクラップ)	0.6	t			
とりこわし 発生材運搬	蛍光管	0.1	t			
とりこわし 発生材運搬	廃電気機械器具	1	t			
計						

幼稚園園舎棟		発生材処理		処分		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
とりこわし 発生材処分	無筋コンクリート ダンプトラック	78.6	m3			
とりこわし 発生材処分	珪藻土、がれき類 ダンプトラック	20.6	t			
とりこわし 発生材処分	木材類	199	m3			
とりこわし 発生材処分	ガラス、陶器類	2.7	t			
とりこわし 発生材処分	廃プラスチック類	0.9	t			
とりこわし 発生材処分	石こうボード類	2.3	t			
とりこわし 発生材処分	廃ボード類(非飛散性アスベスト含有)	1.1	t			
とりこわし 発生材処分	碎石	59.7	t			
スクラップ 控除	H3	11.6	t			
スクラップ 控除	ステンレス	0.1	t			
スクラップ 控除	アルミ	0.6	t			
とりこわし 発生材処分	蛍光管	0.1	t			
スクラップ 控除	H4	1	t			
計						

福 山 市

外構他		とりこわし		外構		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
門扉撤去		1	式			
防球フェンス撤去	H=3000	4	m			
ネットフェンス撤去	H=1000、1200 門扉共	135	m			
花壇1撤去	17.5㎡	1	か所			
花壇2撤去	8.3㎡	1	か所			
側溝撤去	61.5m	1	式			
溝蓋鉄板撤去	14.5m	1	式			
手洗・流し撤去		1	式			別紙 00-0004
タタ格子撤去	1800 x 1000	5	か所			
足洗場撤去	4.0㎡	1	か所			
下足入撤去		1	式			別紙 00-0005
ロッカー撤去		1	式			別紙 00-0006
スノ撤去		1	式			別紙 00-0007
木床台撤去	木製 9000 x 1200 x 100	1	か所			
コンクリート舗装撤去		25.2	m3			
アスファルト舗装撤去		15.8	m3			
計						

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

幼稚園園舎棟		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0008
単管一本足場	掛払い手間 10m未満 -	683	m ²			
単管一本足場	供用30日賃料 修理費含む 10～15m未満 -	683	m ²			
単管一本足場	基本料 修理費含む 10m未満 -	683	m ²			
計						
内部足場		1	式			別紙 00-0009
内部仕上足場	掛払い手間 脚立足場 階高4.0m以下 -	588	m ²			
内部仕上足場	供用30日賃料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下 -	588	m ²			
内部仕上足場	基本料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下 平家用	588	m ²			
計						
災害防止		1	式			別紙 00-0010
防音シート張り	掛払い手間 -	683	m ²			
防音シート張り	供用30日賃料 修理費含む -	683	m ²			
防音シート張り	基本料 修理費含む -	683	m ²			
計						

[illegible]

福 山 市

福 山 市

外構他		とりこわし		外構		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
手洗・流し撤去		1	式			別紙 00-0004
T-1撤去	ステンレス 1800 × 500 × 1200	2	か所			
T-2撤去	ステンレス 2000 × 450 × 1200	2	か所			
T-3撤去	RCテラゾー 2200 × 450 × 1200	1	か所			
T-4撤去	ステンレス 900 × 550 × 1000	1	か所			
計						
下足入撤去		1	式			別紙 00-0005
K-1撤去	木製 1300 × 300 × 900	1	か所			
K-2撤去	木製 900 × 300 × 900 600 × 300 × 700	1	か所			
K-3撤去	木製 1600 × 300 × 1100	1	か所			
K-4撤去	木製 600 × 300 × 1750	1	か所			
計						
ロッカー撤去		1	式			別紙 00-0006
R-1撤去	スチール 1800 × 500 × 1800	1	か所			
R-2撤去	スチール 1000 × 350 × 1450	1	か所			
計						

福 山 市

[illegible]